

平成24年（ワ）第49号等 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

国

準備書面64

2019年4月5日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板 井 優



弁護士 河 西 龍 太 郎



弁護士 東 島 浩 幸



弁護士 椛 島 敏 雅



外

目次

第1章 はじめに	6
第1 本書面の目的	6
第2 公害事件の教訓.....	7
1 はじめに	7
2 公害事件の被害とその特質－水俣病事件を例として－	8
3 原子力事故・放射能汚染による加害と被害の特質	11
4 放射能被害の先陣である原爆被害の教訓.....	12
5 福島原発事故における被害の特質と被害者の分断	13
(1) 被害の特質	13
(2) 被害の過小評価.....	13
(3) 被害の矮小化と被害者の分断に一役買っている原発賠償の仕組み	14
(4) 小括	15
第2章 「復興」の経過と現状	15
第1 「復興」政策の経過	15
1 福島第一原発事故後の避難指示	15
2 被告国が推し進めてきた「復興」政策	16
(1) 主な施策	16
(2) 小括	28
第2 「復興」の現状.....	29
1 はじめに	29
2 被告国が謳う「復興」の現状（甲A469）	29
(1) 被災者支援	29
(2) 住まいとまちの復興.....	29
(3) 産業・生業の再生	30

(4) 福島の復興・再生	30
(5) 復興五輪	31
3 小括	32
第3章 復興の実態～人間なき復興～	33
第1 はじめに	33
第2 「復興」の実態～人間なき復興～	34
1 現在の復興状況	34
(1) 被告国の説明	34
(2) 住民帰還が進んでいないこと	35
(3) 住民帰還が進まない理由	36
(4) 小括	38
2 復興政策の問題点(各論)	38
(1) 放射線量の低減に向けた除染の効果について	38
ア 除染作業とは	38
イ 除染作業についての諸問題	39
(2) 廃炉作業への不安	41
ア 廃炉作業とは	41
イ 廃炉作業についての諸問題	42
(3) 廃炉作業に対する不信感	44
(4) 中間貯蔵施設の建設	47
ア 建設により故郷を失う住民がいること	47
イ 中間貯蔵施設での貯蔵手順	48
ウ 安全性への疑問から住民帰還の妨げになっていること	51
(5) 生活環境の復興	53
ア 特定復興再生拠点計画について	53
(ア) はじめに	53

(イ) 双葉町の特定復興再生拠点計画の概要	53
(ウ) 計画の問題点	54
イ 災害公営住宅における問題点	56
ウ 医療・介護、教育	58
(ア) 医療	59
(イ) 介護	60
(ウ) 教育施設（幼・保、小学校、中学校等）	60
エ 商業施設の回復状況	64
(6) 生業の復興	66
ア 農林漁業者の復興	66
(ア) 農業の復興	66
(イ) 林業の復興	67
(ウ) 水産業の復興	68
(エ) 農林水産業の復興についてのまとめ	69
イ 地元中小企業の復興	70
(ア) 国による支援策の内容	70
(イ) 地元中小企業の復興状況	71
(ウ) 福島イノベーションコースト構想とは	72
(エ) 福島イノベーションコースト構想の問題点	73
(7) 被害者の切り捨て	74
ア はじめに	74
イ 損害賠償請求をめぐる制度について	75
ウ 避難指示解除に連動する被害救済の打ち切り	76
3 潜在化し、拡大しつつある健康影響	79
(1) はじめに	79
(2) 20mSvの線引き	79

(3) 顕在化しつつある健康被害.....	83
ア 小児甲状腺がんの激増.....	83
イ 福島県内外での疾病動向.....	86
(ア) 循環器疾患死亡の動向.....	86
(イ) がん疾患および死亡の動向.....	88
(ウ) 小括.....	89
ウ 増加する死産と周産期死亡、乳児死亡.....	90
エ 高脂血症、糖尿病等の増加.....	91
オ 小括.....	91
(4) 顕在化した健康被害.....	91
ア 震災関連死.....	91
イ 被ばく労働者への健康影響.....	94
(ア) 廃炉作業従事者.....	94
(イ) 除染作業従事者.....	95
4 東京オリンピック・パラリンピックに向けられる世界の目.....	97
第3 総括～復興政策の問題点 人間なき「福島の復興・再生」...103	

第1章 はじめに

第1 本書面の目的

原告らは、準備書面3において、原発が被害をもたらす加害の構造に着目し、その特徴として、①国策民営、②徹底した利潤の追求、③本質的な公害企業性、④徹底した情報の隠ぺい、⑤地域支配を挙げた。

被告国や被告九州電力をはじめとする地域独占の電力会社は、被告国の原子力政策のもと、国策民営事業として原発を推し進めるために、原発がもたらすあらゆる害悪を国家ぐるみでことごとく隠ぺいして我が国の民主主義を歪め、地域独占の電力会社は、国策民営の庇護のもと、その圧倒的な資本力と社会的影響力によって財政難に喘ぐ原発立地を支配して危険極まりない原発を次々と押し付け、原発立地の豊かな自然環境にたいする搾取と破壊、原発労働者をはじめとする人間に対する搾取と破壊、原発立地の地域社会に対する搾取と破壊を繰り返し、ただひたすらに企業利益のみを追求してきた。

このような加害の構造のもと増幅された原発の本来的危険性と、搾取と破壊を繰り返されてきた自然環境や地域社会に累積した被害が極限に達して破断した、それが福島第一原発事故であったと考える。

事故から8年、福島第一原発事故の被害は終息するどころか、上記加害の構造のもと、今なお拡大し増幅しているといつてよい。原告ら準備書面16の7において詳述したように、被告国と東京電力は、福島第一原発事故によってもたらされた放射能汚染の影響を矮小化し、極めて限定的な範囲の住民に対してのみ避難指示を出し、大多数の市民は、満足な補償もないまま、放射性物質に汚染された危険な土地にしばらくつけられた。

それから8年、被告国は、未だ変わらぬ福島第一原発の危機的状況

をよそに、早々に形だけの安全宣言を行って事故の収束をPRし、復興の美名のもとに、形だけの除染を推し進め、補償打ち切りの恫喝のもとに汚染地域への住民帰還を推し進めてきた。そしていままさに、被告国は、復興五輪に向けて、今もなお汚染地域に暮らす人々に深刻な影響を与えている福島被害を『風評』の名のもとに一掃しようとしている。

福島第一原発事故をもたらした加害の構造は、今もなお被害を拡大させ、増幅させている。

本書面は、このような事故から8年が経過した福島被害の実相を明らかにすることを目的とするものである。

以下、本章では、このような福島被害の実相を正しく理解するための視点として、過去の公害事件から得られる教訓について述べる(第1章・第2)。

第2章では、福島第一原発事故の「復興」の経過と現状について鳥瞰する。

第3章では、福島第一原発事故後に進められている「復興」の実態を明らかにする。

第2 公害事件の教訓

1 はじめに

原告らが着目した上記の5つの加害の構造は、これまで我が国で起こった幾多の公害事件とそこで生み出されてきた凄惨な被害の歴史に学んだものである。原発の被害の甚大性・深刻性とその特質も、過去の公害事件と重なるものが多く、また放射能被害であることからの特殊性が付加されている。

2 公害事件の被害とその特質－水俣病事件を例として－

- (1) チッソは現在の水俣市で操業を開始し、戦前も戦後も国家の保護のもとに生産体制を整え、1960年には同工場でのアセトアルデヒド生産は、年間45,000tにも上った。
- (2) ところが、同工場でのアセトアルデヒド生産は、周辺環境の変化をもたらし、水俣病が発生した。1956年4月21日には現地の船大工の娘5歳が入院し、同年5月1日、それをチッソ附属病院医師が保健所へ報告した。これが水俣病の公式発見の日となった。なお、猫の奇病等はずっと以前から地域の者たちの話題になっていた。
- (3) しかし、上記の疾病に対し、チッソ・国は、その原因を隠し、不誠実な対応をしながら、生産体制を維持することを続けた。

ア 原因隠し

熊大研究班は、1956年11月には、疾病の原因は「ある種の重金属」経路は「魚介類」と発表し、1959年7月には「有機水銀が原因」と発表するなど真相に迫っていた。ところが、経済界や被告国の意を受けた学者は、「戦後の爆薬投棄が原因」（日本化学工業協会）、「アミン中毒説」などを発表していった。チッソは、熊大に反論しながら、ネコ400号実験で工場排水の有機水銀により水俣病に発病していたことを知りつつ（1959年10月）、秘匿していた（「原因不明」と主張）。なお、熊大研究班は1962年8月、水俣湾の貝から有機水銀化合物の結晶を抽出し、チッソ工場の水銀残から塩化メチル水銀を抽出し、原因を突き止めるに至った。

イ 生産体制の維持

水俣病の原因がチッソ工場からの有機水銀であると解明されたのちもチッソは、1968年までアセトアルデヒド製造を続け、

排水の未処理を続けた。その結果、不知火海全体に水俣病が拡大した。国はチッソ水俣工場の製造中止後にはじめて同工場が水俣病の原因であると認めた。

ウ 被害者への不誠実な対応

1959年12月にチッソは患者らと見舞金協定を締結し、極端に低額の30万円の見舞金で決着させた。それは、チッソが原因であったことが後で分かっても補償しないことを内容とするものだった。なお、この見舞金協定は、後の第1次水俣病訴訟判決において、患者らの無知と困窮に付け込んだもので公序良俗違反無効と判断された。

(4) チッソの地域支配のもとで、患者団体は乱立し、それが被害者の分断に利用されることとなった。

(5) 訴訟による救済と被害の矮小化の動き

ア 第1次訴訟（1969年6月提訴、1973年3月熊本地裁判決）

同訴訟では、チッソの損害賠償責任を認める判決が下された（損害賠償額患者一人当たり1600～1800万円）。

イ 第2次訴訟（1973年1月提訴）

未認定患者切り捨て政策（「昭和52年判断条件」で認定を厳しくする行政の対応の中で提訴した。1985年の福岡高裁判決で四肢末梢優位の感覚障害の症状だけでも魚の多食など疫学条件が認められれば水俣病と認定された。

第3次訴訟でも同様の判決が続き、国は追い詰められたが、患者の高齢化等のため、原告団の多くは1996年に政治解決した。

ウ しかし、それでも国は行政認定基準を変えず、全域調査もしない状態の中で切り捨て政策は続いた。

その後、2004年、画期的な関西水俣病訴訟最高裁判決が出て、四肢抹消優位の感覚障害等のみでも水銀メチル中毒と認定して、国家賠償が認められることとなった。

しかし、環境省は「最高裁判決は行政認定基準そのものを否定しているわけではない」としてあくまでも認定基準を変えていない。

(6) 公害被害の特質

以上から、公害被害の特質として以下のことを指摘できる。

① 被害の過小評価

国は、被害の全体像を網羅的に調査することなく、被害を小さく見積もり、被害者を線引きすることによって、被害者を分断する。その被害の中での地域的差別をそのまま放置するなどして、被害の矮小化にさらに利用し、被害者が声を上げにくい状況を作って、やがて被害が社会的に忘却されていく。

② 加害責任の否定・曖昧化

被害の過小評価は、被害者の分断・忘却化、及び、被害者が声を上げられない状況また上げにくい状況をつくり、そのことは他方で、加害責任が追及されない状態、加害責任のあいまい化、加害責任の否定を作り出していく。

加害企業や国は、それらを無意識または意識的に利用しつつ、原因究明への不誠実な対応を続ける(科学的知見の悪用)。また、国も加害企業の生産体制に支障のない範囲内でしか、被害者に対応しない。

③ 企業城下地域での地域の2面性

被害者らが市地域支配企業に逆らうことのためらいを加害企業は利用している。そのため、一方で、被害者らは同一地域に居

住する者同士として連帯の基礎条件も持ちながら、他方で、加害企業との関係性及び企業支配ゆえに連帯して被害の救済に行動を起こすことを阻害していく要因となっている。それが、社会的忘却を促進する。

3 原子力事故・放射能汚染による加害と被害の特質

上記2（6）と同様の特質を有するが、被害の晩発性を特質としていることを指摘できる。

(1) 被害の晩発性を特徴とし、将来（世代を超える）の被害をめぐる不安がある。

ここでは、過去の被害を小さく見せることで将来への不安を小さくさせる操作が採られることとなる。

この点以外の以下の点は、公害事件と似ている。

① 被害の過小評価

補償救済の格差などを通じた被害者の分断を伴う。それは、社会の中での被害者に対する無理解や差別を生み、他方で被害者のあきらめを生み、社会における被害の忘却・風化を招く。

② 加害責任のあいまい化が、被害の過小評価の裏表の関係として進行する。

原子力＝核という科学技術がもたらすリスク・問題が科学技術を通じてしか見えてこないという逆説がある。そのため、科学者・専門家による「不安を取り除く」ことを目的とする言説が幅を利かせて、市民では真偽を見抜くことが難しく、被告国・電力会社の責任の隠ぺいや市民への責任転嫁が広がる要因となっている。

③ 地域の二面性

上記の加害と被害の連鎖を食い止め、科学的説明が難しいリス

クや不安への理解と共有の場となれるのかが問われている。また、被害の経験の共有、世代を超えて行けるのかも問われている。それらが容易に解決しないのは、被害経験の断片化・局所化とそれに連なる被害者の分断が基底にある。

原発事故被害においては、地域社会自体が崩壊し、地域としての復旧が極めて困難な状況の中、連帯の足場自体が形成できるのかが課題となる。

4 放射能被害の先陣である原爆被害の教訓

一原爆と原発はともに核分裂反応を利用した技術であることの本質的共通性と、軍事利用と民生利用という区分け一

(1) 一般市民の戦争被害は「すべての国民が等しく受忍すべきもの」として補償しない（戦争被害受忍論）ことから、放射線被害の際立った原爆被害の特殊性ゆえの原爆被害の切り出しが行われた。1954年の第5福竜丸事件を大きな契機として3000万筆の核兵器反対署名等の国民運動が広まり、その結果、1957年に原爆医療法が成立した。

(2) しかし、被爆者間の分断が始まり、被害の矮小化も始まった。

ア 被告国は、被爆者を「直接被爆者」「入市被爆者」「3号被爆者」「胎児被爆者」と区分して差を設けていった。

その認定条件も狭く、証明方法の厳格さも相俟って、その認定は、被害の実態とあっていない（距離・入市証明）

イ 被爆地指定の不均衡

方角によって「被爆指定地域」の不均衡がある。1974年に指定地域の外側に「健康診断特例地域」の指定の制度を作ったが、それでも指定の不均衡には取り残しがある。

ウ 「被爆体験者」の設定

国は、2002年より 長崎県の12km圏内の被爆未指定地域を「健康診断特例区域（第2種）」として指定した。同区域での被爆者は、被爆の直接的影響はないが、被爆体験に起因する精神的・身体的健康影響は認められることを理由として「被爆体験者」とされたのである。しかし、12キロ圏内とそれ以遠では有意的な被害の差があり、実態とは異なる分断を持ち込んでいる。

（3）原爆症認定制度から窺われる分断の根っこ

被爆者援護制度の拡充に伴う急激な予算拡大と符合する形での原爆症認定が厳しく、新認定数・総認定数が限定。新申請に対してほとんど却下した。生存原爆症認定者総数は約2000名でほとんど変わらず。総予算を増大させない考慮があったとされる。

5 福島原発事故における被害の特質と被害者の分断

（1）被害の特質

原爆被害と同様の特質に加え、原発の過酷事故によって広範囲に放射能が拡散され、広大な避難地域・長期間の避難・地域社会の崩壊などの人間生活を根底から崩れされる被害である。放射能という目に見えないものに対する、科学的に統一的理解がなく、晩発性の被害もあり、遺伝等の世代を超えた損害のおそれがあるという特質がある。

（2）被害の過小評価

補償・賠償格差を通じた被害者の分断、あきらめ、社会における忘却、風化は公害被害とも共通している。しかし、原発では、被害の晩発性などからの将来の不安が公害にはない特質である。

被告国側の被害の過小評価言説には、ア)年間20mSv受忍論、イ)風評被害論、ウ)アンダー・コントロール論、エ)復興五輪言説

などがある。

被害の矮小化言説ともに、被害者の分断があるため被害者間で放射能被害について語るのを苦痛とする空気が醸成され、東電や被告国の責任のあいまい化が進められ、被害の風化、復興五輪でフクシマがなかったかのようにふるまうことを可能としている。

(3) 被害の矮小化と被害者の分断に一役買っている原発賠償の仕組み

ア 中間指針に基づく賠償が直接請求の形式で進められてきているが、同指針策定に被害者の参加がなく（加害者側が賠償内容を決めていると被害者からは見える）、賠償内容や金額が被害の実態を反映していないことや、避難指示の有無によって隔絶した乖離がある。

イ 中間指針における被害実態からの解離と被害の過小評価

例えば、慰謝料については過小評価であり、実態とかい離がある。慰謝の対象には、ア) 放射線被ばくによる恐怖・不安、イ) 避難生活に伴う精神的苦痛、ウ) 将来の見通しに対する不安、エ) 故郷を失ったことによる喪失感がある。しかし、被告国の慰謝料は上記イとウにしか対応していない。

ウ 避難指示区域外避難（自主避難）の問題

年間20mSvに達していなくとも被害を避けるための予防措置として避難することに合理性が認められるべきである（なお、子ども・被災者支援法も本来同様の立場である）。しかし、これらに対する軽視があり、「20mSv受忍論」がまかり通っている。

エ 被害が終了していないのに賠償の打ち切りが起こっている

2018年3月には、避難指示の人への慰謝料打ち切り（帰還困難区域を除く避難指示解除に伴う措置）がされた。また、いったん壊れた地域社会の回復は非常に困難であり、被害が継続して

いる。例えば、地域社会が回復しないため、避難区域外でも5年経過しても売り上げ減少が続いていると感じている業者は4割弱存在している（服部浩幸氏の例等）。

また、区域外避難者の住宅援助も2017年3月に打ち切りをされ、事実上、帰還を強制する方向に作用している。

（4）小括

これらの進行している状況は、公害事件の被害の特質プラス原発被害の特質を踏まえた「人間なき復興」である。

これら乗り越える資源としての「地域社会」が原発事故で破壊され、避難指示が解除されても復旧が難しい現実がある。地域の人々の間の絆よりも地域ばらばらの離散による、「終わらない被害」がそこにはある。

第2章 「復興」の経過と現状

第1 「復興」政策の経過

1 福島第一原発事故後の避難指示

原告ら準備書面16の7に詳述したとおり、被告国は、福島第一原発事故発生直後の平成23年3月11日、福島第一原発の僅か半径3キロメートル圏内に避難指示を、半径10キロメートル圏内に屋内退避指示を出したのみであった。

被告国は、翌3月12日に至り、福島第一原発の半径20キロメートル圏内に避難指示を、同月15日に半径20キロメートルから30キロメートル圏内に屋内退避指示を出したが、住民に緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）による放射能拡散予測は公表されず、現実には、福島第一原発から放出された放射性物

質は、関東一円にまで飛散していた。

平成23年4月22日に至ってようやく福島第一原発の半径20キロメートル圏外の地域で、1年間の累積線量が20mSvに達するおそれがある相馬郡飯館村などの地域が計画的避難区域に指定されたものの、この避難指示の遅れによって多くの住民が無用の被ばくを強いられることとなった。また、福島第一原発事故以前には、我が国の一般市民の1年間の許容累積線量は1mSvとされていたにもかかわらず、被告国の避難指示が1年間20mSvで線引きされたことにより、これを下回る地域では、おびたしい市民が汚染地域に取り残されることとなった。

2 被告国が押し進めてきた「復興」政策

(1) 主な施策

ア 被告国は、2011年4月14日、東日本大震災復興構想会議を開催し、同年6月24日、東日本大震災復興基本法が施行された。

イ 同法を受けて設置された東日本大震災復興対策本部は、2011年7月29日、「東日本大震災からの復興の基本方針」を取りまとめ、そこでは、「原子力災害からの復興」として、「国は、原子力災害の応急対策、復旧対策、復興について責任を持って対応する。復興に向けた大前提として、国が責任を持って、原子炉を冷温停止状態に持ち込むとともに、大気や土壌、海水への放射性物質の放出を防ぐなど、一刻も早く原発事故を収束する。また、原子炉施設の安定性の評価、詳細モニタリングの実施などの結果を踏まえつつ、地方公共団体と連携を取りながら、区域解除の具体的検討・実施を行う。」との基本方針が謳われた。

ウ 2011年8月、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が成立し、被告国は、放射性物質による環境汚染への対処について基本方針を定めた。

基本方針では、「関係者の連携の下、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響が速やかに低減されるよう、また、復興の取組が加速されるよう、取り組む」ことが謳われ、基本的な方向として、

- ① 環境汚染への対処に関しては、関係原子力事業者・・・が一義的な責任を負う。また、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることから、環境汚染への対処に関して、国の責任において対策を講ずる・・・。
- ② 関係原子力事業者は、環境汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないものとする・・・。
- ③ 事故由来放射性物質による環境の汚染は広範にわたるものであるとともに、例えば、土壌等の除染等の措置（事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう。以下同じ。）の対象に住民が所有する土地等が含まれることから、国及び地方公共団体は、環境汚染への対処に対して住民参加等への協力を求めるものとする。
- ④ 土壌等の除染等の措置を進めるに当たっては、とりわけ子どもへの対応に十分配慮することが必要であり、子どもの生活環

境（学校、公園等）において優先的に実施するものとする。

- ⑤ 国は、できるだけ速やかに除染等の措置等（土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分をいう。以下同じ。）及び事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を実施する必要があることを踏まえ、基準等の設定を行うものとする。
- ⑥ 中間貯蔵施設（相当量の土壌及び廃棄物を一定の期間安定的に集中して貯蔵及び管理する施設をいう。以下同じ。）及び最終処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行うものとする。
- ⑦ 国及び地方公共団体は、除染等の推進に当たって住民参加等への協力を求めるとともに、正確かつ迅速な情報提供及び地域住民とのリスクコミュニケーションを実施するものとする。

ことなどが定められた。

エ 2011年12月13日、当時の野田内閣総理大臣（原子力災害対策本部長）は、福島第一原発の原子炉が冷温停止状態に達し、早々と、福島第一原発事故は収束に至ったと発表した¹。

「冷温停止状態」とは、東電が、平成23年4月17日に公表した「福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」に記載されたもので、ステップ毎に、次のような目標が設定された。

【ステップ1】（達成時期：公表後3ヶ月程度）

放射線量が着実に減少傾向となっている

【ステップ2】（達成時期：ステップ1完了後3～6ヶ月程度）

放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられて

¹ <http://www.kantei.go.jp/jp/noda/statement/2011/1216kaiken.html>

いる

ステップ2における原子炉の目標として挙げられたのが「冷温停止状態」であり、「圧力容器底部の温度が概ね100℃以下になっていること」、「格納容器からの放射性物質の放出を管理し、追加的放出による公衆の被ばく線量を大幅に抑制していること（評価時点における格納容器からの追加的放出による敷地境界における被ばく線量1ミリシーベルト／年が目標）」、そして「上記2条件を維持するために、循環注水冷却システムの中期的安全を確保していること」と定義されている。

なお、ステップ2の目標としては、上記のような原子炉の冷温停止以外にも、「処理施設の安定稼動に努め、滞留水全体量の減少を目指す」ことや「地下水への滞留水流入管理を行い、地下水の汚染及び地下水経由の海洋汚染拡大を防止する」こと、「発電所敷地内に堆積している放射性物質の飛散量を減少させ、周辺地域の線量上昇を防ぐ」ことなども挙げられている。

オ 2012年2月10日には復興庁が開庁し、同年3月30日には福島復興再生特別措置法が成立した。同法では、基本理念（2条）の中で、「放射性物質による汚染のおそれに起因して住民の健康上の不安が生じていること、これらに伴い安心して暮らし、子どもを生子、育てることができる環境を実現するとともに、社会経済を再生する必要がある・・・地域経済の活性化を促進し、福島地域社会の絆の維持及び再生を図る・・・」などと謳われている。

カ 2012年6月27日、議員立法により原発事故子ども・被災者支援法（東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめと

する住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律)が成立し、基本理念(2条)として、「被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が・・・支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。」(2項)、「被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故に係る放射線による外部被ばく及び内部被ばくに伴う被災者の健康上の不安が早期に解消されるよう、最大限の努力がなされるものでなければならない。」(3項)、「被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、子ども(胎児を含む。)が放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、その健康被害を未然に防止する観点から放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別の配慮がなされなければならない。」(5項)、「被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故に係る放射線による影響が長期間にわたるおそれがあることに鑑み、被災者の支援の必要性が継続する間確実に実施されなければならない。」(6項)ことなどが謳われ、被告国の責務(3条)として、「国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、前条の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」ことが定められた。

キ 2012年7月13日、福島復興再生基本方針²が閣議決定され、そこでは、「福島再生なくして、日本の再生なし」とのキャッチ

² <http://www.reconstruction.go.jp/topics/120713hukushimahukkouhoushin.pdf>

フレーズが掲げられ、「除染等の措置について迅速かつ確実に進め、福島住民が、健康上の懸念など様々な不安から解放され、確かな安全と安心を実感しながら福島で暮らし、次世代を担う子どもを安心して生み、育てることができる生活環境を実現する」などと謳われた。

ク 2012年9月24日、被災地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）³が公表され、「避難地域の目指すべき復興の姿」の「短期的な姿（2年後）」として、「避難指示解除区域を復興の前線拠点とし、解除が見込まれる区域の復旧に繋ぐ」「避難指示解除準備区域及び居住制限区域の除染等による環境回復、インフラ復旧、生活基盤の回復を早期に構築」するなどとされ、「中期的な姿（5年後）」として「除染等による環境回復、インフラ復旧、生活基盤の回復により、避難指示解除区域が拡大、隣接する地域と一体的に地域全体の復興を加速化」する、「長期的な姿（10年後以降）」として「地域の将来を担う若い世代も帰還できるよう、新たな産業、研究・教育機能の集積を図り、原発事故により失われた雇用規模の回復に取り組む」などとされた。

ケ 2013年3月15日、原子力災害による被災者支援施策パッケージ⁴が公表された。そこでは、「福島県において子どもが運動する機会が減少し、肥満傾向の拡大や体力の低下、多くのストレスを抱えている実態が指摘されており、また、放射性物質に対する不安から、子育て世帯を中心に避難指示区域以外からの自主避難が続いている」現状を踏まえて、「子どもの元気復活」と題して

³ http://www.reconstruction.go.jp/topics/04_6kunino-torikumi-houshin.pdf

⁴ http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130315_gaiyo.pdf

全天候型運動施設等の整備や自然体験活動の実施、「子どもの健康・心のケア」と題して、福島県の全県民を対象とした外部被ばく線量調査や18歳以下の子どもに対する甲状腺検査等必要な健康管理調査を継続することや、スクールカウンセラー等の派遣支援等、「子育て・生活環境の改善」と題して母子避難者に対する高速道路の通行料金の無料措置の実施や定住環境の改善等が掲げられた。

コ 2013年4月2日、原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ⁵が公表され、そこでは、「基本的考え方」として、「原子力災害により放出された放射性物質により、食品・農林水産物の出荷制限など」が「直接的な影響」、その余は、「『原子力災害による影響を受けた地域』とのイメージから生じる『風評』による農林水産業、観光業等の地域産業への影響」として「原子力災害による風評被害」と整理され、対策として、「放射性物質の確実な把握とコミュニケーションの強化」に加え、「風評被害を受けた産業への支援」として「被災地産品の販路拡大、新商品開発等」や「国内外から被災地への誘客促進等」が掲げられた。

サ 被告国は、除染の実施と並行しながら、警戒区域及び避難指示区域の見直しを行い、新たに避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を設定し、2013年8月7日、見直しが完了した。それぞれの区域は次のように定義された。

【避難指示解除準備区域】年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であると確認された地域

【居住困難区域】年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるお

⁵ https://www.reconstruction.go.jp/topics/20130402_fuhyopkg.pdf

それがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域

【帰還困難区域】事故後6年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、平成24年3月時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域

シ 2013年10月11日、子ども・被災者支援法基本方針⁶が閣議決定されたが、そこでは、放射線による健康不安を感じている被災者や、それに伴い生活上の負担が生じている被災者に対し、基本方針に基づく支援により、被災者が安心して生活できるようにすると謳われ、具体的支援として、①医療の確保や子どもの就学等の援助・学習等の支援、②家庭、学校等における食の安全及び安心の確保、③放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援、④自然体験活動等を通じた心身の健康の保持、⑤家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援、⑥移動の支援、⑦住宅の確保、⑧就学の支援、⑨地方公共団体による役務の提供を円滑に受けられるようにするための施策、⑩支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策、⑪避難指示区域等から避難している被災者への支援、⑫放射線による健康への影響調査、医療の提供等が挙げられているが、支援対象地域は、僅かに福島県浜通りと中通りの市町村に限定された。

ス 2013年10月19日、被災自治体の復興事業を促進する「用地取得加速化プログラム」⁷が策定され、同年12月20日には、

⁶ http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-1/20131011_betten2_gaiyou.pdf

⁷ <http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1->

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」⁸が閣議決定された。そこでは、第一に「避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する」ことが謳われ、「避難指示解除準備区域や居住制限では、来春以降に、避難指示解除に向けた動きが順次本格化することが見込まれている。・・・避難指示の解除後は、国と地元が一体となって帰還、復興の作業を一層本格化させ、軌道に乗せていく。」とされた。

セ 2013年11月20日、原子力規制委員会は、「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（線量水準に応じた防護措置の具体化のために）」を取りまとめ、避難指示の解除後、帰還の選択をする住民の被ばく線量を低減し、放射線に対する不安に向き合うためには、個人線量（個人線量計等を用いて測定された被ばく線量）と日常生活における自らの行動との関係を理解してもらおうなど、個人に着目した対策を講じることが重要であり、また、住民の帰還に向けた取組の1つとして、放射線に対する健康不安に向き合っただけでわかりやすく伝えるリスクミが必要であるなどとした。

これを受けて、2014年2月18日、「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」⁹が公表されたが、そこでは、「平成25年8月には避難指示の対象市町村に係る区域見直しが完了し、早期帰還の実現に向けた新たな段階に入っている・・・放射線の健康影響等に関する国際的な知見や線量水準に関する考え方を、分かりやすく丁寧に伝えることが急務」な

[15/20131021_vouchi.pdf](#)

⁸ http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/131220_hontai.pdf

⁹ http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20140218_risk_communication_package_all.pdf

どとされた。

ソ 原子力損害賠償紛争審査会は、2013年12月26日、避難指示解除準備区域における避難費用及び精神的損害について、避難指示解除から1年間の当面の目安とするとの指針を第四次追補として決定した。

タ 2013年12月20日、「原子力災害からの福島復興加速に向けて」¹⁰が閣議決定され、そこでは「早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える」「福島第一原発の事故収束に向けた取組を強化する」「国が前面に立って原子力災害からの福島の再生を加速させる」ことなどが謳われていた。

しかし、2015年6月20日、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」¹¹が改訂され、そこでは、「避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する」として2017年3月までに居住制限区域と避難指示解除準備区域についての避難指示を解除する旨が定められ、「インフラや生活関連サービスの復旧、子どもの生活環境を中心とする除染作業を加速させるとともに、地元と十分な協議を行い、要件が整った地域から順次避難指示の解除を進め、住民の方々の帰還を可能にしていく。避難指示の解除後は、国と地元が一体となって帰還、復興の作業を一層本格化させる」ことなどが記された。

チ 2016年4月1日、復興庁は、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」¹²を開催し、来るG7閣僚会合等の場を活用した国内外への風評払拭に向けて、①汚染水対策の

¹⁰ http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/131220_hontai.pdf

¹¹ http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/pdf/2016/1220_01.pdf

¹² <http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/fuhvou/20160404183038.html>

徹底、②放射線リスクに関する正確な情報等の国内外への浸透、
③教育旅行などの誘客強化等を指示するとともに、風評対策強化
指針に基づき、関係省庁一体となった対策を引き続き行っていく
ことが確認された。

ツ 2016年12月20日、「原子力災害からの福島復興の加速の
ための基本指針」がさらに改訂され¹³、「避難指示の解除と帰還に
向けた取組を拡充する」として「田村市、川内村、楡葉町、葛尾
村、南相馬市、飯館村及び川俣町では避難指示解除準備区域・居
住制限区域の避難指示解除が決定され、富岡町、浪江町の避難指
示解除準備区域・居住制限区域についても、平成29年3月末ま
での避難指示解除に向けた取組が本格化している。・・・、避難指
示の解除及び解除後の復興を進めてきた中で浮き彫りとなってき
た、行政（教育、行政サービス等）、生活（放射線不安、住宅、医
療等）、産業（事業再建、雇用等）等の各分野における諸課題の解
決に向けて、これまでに得た知見を活かしながら、国と地元が一
体となって、あらゆる施策を総動員して取り組んでいく。」などと
記された。

テ 2017年3月31日、川俣町の避難指示が解除され、飯館村、
浪江町についても一部の帰還困難区域を除いて避難指示が解除さ
れた。

2017年4月1日には、富岡町についても、一部の帰還困難
区域を除いて避難指示が解除された。

ト 2017年5月19日、福島復興再生特別措置法の一部を改正
する法律が公布・施行。帰還困難区域内に、避難指示を解除し、
帰還者等の居住を可能とすることを目指す「特定復興再生拠点区

¹³ http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/pdf/2016/1220_01.pdf

域」の復興及び再生を推進するための計画制度、「福島イノベーションコースト構想」推進の法定化、風評被害払拭への対応などが盛り込まれた。

ナ 2017年12月12日、復興大臣のリーダーシップの下、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」が設置した「風評払拭・リスク強化戦略策定プロジェクトチーム」を構成する関係府省庁により、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」が策定された（甲A467）。

そこでは、「科学的根拠に基づかない風評や偏見・差別は、福島県の現状についての認識が不足してきていることに加え、放射線に関する正しい知識や福島県における食品中の放射性物質に関する検査結果等が十分に周知されていないことに主たる原因がある・・・関係府省庁においては、本戦略に基づき、産業・生業の再生の大前提であり、被災者が安心して生活を送るためにも必要な風評払拭に全力で取り組む」として、①児童生徒及び教師等教育関係者、②妊産婦並びに乳幼児及び児童生徒の保護者、③広く国民一般を対象に放射線に関する「正しい」知識の理解と「誤解」の払拭を行うなどとして、具体的な戦略が定められている。一例を挙げると、「表現の工夫」として「放射線に関する情報発信のみを行うのではなく、食品リスク、発がんリスク、防災、子育て等の情報と一体的に発信する。」「未だ解明されていない点については、必要十分な表現を心掛ける。（例えば、年間100ミリシーベルト以下の被ばくは、他の要因による発現の影響によって隠れてしまうほど発がんリスクが小さいにもかかわらず、単に「健康影響は未だ結論が出ていない。」とだけ記載すると、かえって不安を煽ることになりかねない。）」などと具体的な表現を指南したり、「一般

の国民を対象とする情報の発信は、各世代、地域、関心事項等に
合わせて、インターネット、テレビ、SNS等を活用したメディ
アミックスにより効果的に行う。」などと広報手段を指南している。
また、放射線教育のための「仕組み」を作るとして、「出前授業や
教師・教育委員会職員への研修」の規模の拡大、「理科、社会、技
術・家庭、保健体育などの各教科、道徳、総合的な学習の時間、特
別活動において放射線に関する教育を行う」「授業参観等における
放射線教育の実施を促す工夫を行う」「母子健康手帳の交付や乳幼
児健康診査等の機会に、自治体や病院を通じて、パンフレット等
を活用した情報発信を行う。」「全国の自治体等の新任職員等を対
象とした研修や児童生徒・保護者、教師等を対象としたセミナー、
NPO等と連携した車座集会について充実・強化を図る。また、
経済団体等に対し放射線に関する研修等の実施を要請する。」など
と具体的な記載がされている。

これを受けて2018年3月に発行されたリーフレット「放射
線のホント」（甲A468）では、「・・・今なお新たに被害も発
生しています。それは、偏見・差別や風評被害です。・・・人々を
苦しめているのは放射線そのものではなく、知識不足から来る思
い込みや誤解です・・・」といった記載がある。

（2）小括

このように、被告国は、福島第一原発事故直後から、区域解除の
具体的検討・実施を福島復興の基本方針に掲げ、その後の除染の実
施に併せて次々と避難指示を解除するとともに、これと連動して東
電からの避難費用を順次打ち切り、住民の帰還を強力に推し進めて
きた。

そして、今まさに、被告国は、来るべき「復興五輪」に向けて、

福島にはもはや放射能汚染による被害は存在しないものとして国家を挙げて「風評」の払しょくと放射能との「リスクコミュニケーション」を推し進めている。

第2 「復興」の現状

1 はじめに

現在、被告国は、「2020年の東京大会が、「復興五輪」として被災地の復興の後押しとなるよう、被災地と連携した取組を進め、復興の姿を世界に発信する。」などと標榜して、加速度的に福島「復興」政策を推し進めている。

以下、被告国が謳う「復興」の原状について、被告国の整理に即して概略を述べる。

2 被告国が謳う「復興」の現状（甲A469）

（1）被災者支援

被告国は、被災者支援の現状について、「避難者は、当初の47万人から5.4万人に減少」、「介護サポート拠点や相談員の見守りなどにより、心身のケア、孤立を防止」する、「住宅・生活再建に関する相談支援や生きがいくりのための『心の復興』、コミュニティの形成等を支援」などが挙げられ、「復興の進展に応じて生じる課題にきめ細やかに対応」するとしている。

（2）住まいとまちの復興

被告国は、住まいとまちの復興については、「主再建約14万件が再建済み又は再建中」、「高台移転による宅地造成計画戸数約1万8千戸2018年度までに約1万8千戸」（2020年度に全て完成見込み）、「災害公営住宅計画戸数約3万戸2018年度までに約

3万戸」(2020年度に全て完成見込み)などが挙げられ、「住宅再建は着実に進捗、2018年度までに概ね完了」としている。

(3) 産業・生業の再生

被告国は、「産業・生業の再生」として、「被災3県の生産の水準は、ほぼ回復」(農地では89%で営農再開可能、水産加工施設は96%で業務再開)、「売上の回復は業種別にばらつき」などを挙げ、「生産設備はほぼ復旧、観光振興や風評の払拭等を支援」している。

(4) 福島復興・再生

被告国は、「福島の復興・再生」として、「帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示解除。本格的な復興のステージへ」とし、次のような成果、施策を挙げている。

避難指示解除区域における生活環境整備の状況としては、住まいについて「復興公営住宅(計画戸数4,890戸うち4,707戸完成)、帰還者向け災害公営住宅(計画戸数369戸うち283戸完成)」、医療について「医療機関の再開、福島県ふたば医療センター附属病院の開院(2018年4月)」、介護について「担い手の確保、介護施設等の再開と運営支援」、教育について「小中学校再開(10市町村において再開済)、高校新規開校(ふたば未来学園高校、小高産業技術高校が開校済)」、買い物について「公設民営施設の整備(2018年12月、南相馬市「小高ストア」オープン)、事業再開支援」などが挙げられ、「避難指示解除区域では、帰還に向けた生活環境の整備を推進」していくとしている。

帰還困難区域についても、「以下の各町村が作成した特定復興再生拠点の整備のための計画を内閣総理大臣が認定し、計画を推進」するとされ、すでに、双葉町(2017年9月15日認定)、大熊町(2

017年11月10日認定)、浪江町(2017年12月22日認定)、富岡町(2018年3月9日認定)、飯館村(2018年4月20日認定)、葛尾村(2018年5月11日認定)の帰還困難区域において特定復興再生拠点の整備計画が認定されている。

「中間貯蔵施設の整備、官民合同チームによる自立支援、『福島イノベーション・コースト構想』の推進」としては、中間貯蔵施設の「予定地全体のうち、6割以上の用地を契約済み」、「2019年度は、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、400万㎡程度を輸送する」、「2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域を除く)の概ね搬入完了を目指す」などとされ、「福島イノベーション・コースト構想」については「浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す」、「廃炉やロボットに関する研究開発拠点の整備」、「大規模水素製造実証プロジェクトや先端農林業ロボットに関する研究開発の推進」、「企業誘致等による産業集積の促進、拠点周辺的生活環境の整備」、「県内の小中学校、高校における人材育成、大学の教育研究活動への支援等」などとされている。

また、注目すべき施策として、「『風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略』に基づき、風評被害対策の推進」が挙げられている。この「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」については先に触れたが、被告国は除染計画がおおむね完了したことを受けて被災地の放射能汚染に起因する被害を「風評」と位置付け、かかる「風評」を払しょくするため、「知ってもらう」「食べてもらう」「来ってもらう」の3つの視点から情報発信を行うとしている。

(5) 復興五輪

被告国は、以上のように福島「復興」の現状を整理したうえで、

2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックを「復興五輪」と称し、「2020年の東京大会が、「復興五輪」として被災地の復興の後押しとなるよう、被災地と連携した取組を進め、復興の姿を世界に発信する」としている。

すでに東京オリンピックでは、野球・ソフトボールは福島県（県営あづま球場）、サッカーは宮城県（宮城スタジアム）及び茨城県（茨城カシマスタジアム）で開催されることが決まっており、2019年には、ラグビーワールドカップも岩手県釜石市で開催されることが決まっている。

被告国は、これらのイベントを通じて、「被災地を駆け抜ける聖火リレーや『復興の火』の実施」、「大会施設や選手村での被災地の食材、資材の使用の働きかけ」、「I O C委員、海外プレス等に対して、被災3県の食材を使った料理を紹介するとともに、復興の情報発信のためのレセプションを開催」するなどとしている。

3 小括

このように、被告国は、被災者支援、住まいとまちの復興、産業・生業の再生、福島の復興・再生の各分野において着実に「復興」が進んでいることを強調し、「復興五輪」に向けて、福島第一原発事故からの「復興」をPRするための諸施策を強力に押し進めている。

しかしながら、次章に述べるとおり、このような被告国が標榜する「復興」は、福島第一原発事故がもたらした深刻な放射能汚染の実態を隠蔽し、そこに暮らす、或いは今もなお故郷を追われて暮らす人々の被害をより一層深刻なものとする「人間なき復興」と言わざるを得ない。

第3章 復興の実態～人間なき復興～

第1 はじめに

被告国は復興政策が着実に進んでいると述べている。

被告国の除染計画が完了したことによって徐々に避難指示が解除され、法的には避難者が8年前の自宅に戻って生活を行うことは不可能ではない。

8年前の福島第一原発事故によって、避難者は、等しく、住まい・生業・地域社会という生活基盤の全てを奪われてしまったのであるから、避難指示の解除とそれに伴う故郷への帰還は、避難者にとり、悲願であった。

しかし、帰還を待ち焦がれたはずの多数の避難者が故郷への帰還を果たせないままにいる。その理由を探ると、放射線量の高さとそれを原因とする健康不安をはじめ、廃炉作業中の事故、住まい、生業、子育て介護に対するそれぞれの不安が折り重なって故郷で生活することが選択できずにいる。問題の深刻さから、避難者の中には、もはや帰還を諦めて避難先での生活を選択する人々もいる。

では、帰還を果たした人々には悩みがないかと言えば、そうではない。帰還者も、先に述べた不安を抱え込んだままの生活を余儀なくされている。加えて、かつての故郷は、巨大な中間貯蔵施設の建設や空き家や荒れた農地が広がる人影がまばらな街並みへと様変わりしている。

一方で、避難指示の解除により、すでに避難者への支援の打ち切りが始まっている。

被告国は、東京オリンピック・パラリンピックが開かれる2020年にむけて、福島の復興を世界にアピールするのだという。オリンピック・パラリンピックというイベントと福島の復興との間には何の関

連性もないことが明らかであるが、被告国は両者を強引に結び付けており、避難者にとっては、2020年に向けて復興政策が大幅に縮小されていくのではないかという焦燥感を抱いている。

原発事故による強制避難は、ある日突然に平穏な日々の生活を奪った。その後、数年にわたる避難生活において、避難者は、先行きの見えない「仮の生活」を強制され、心身ともに苦しめられた。そして、今回、避難指示が解除され、法的には故郷への帰還が可能な状態となったことで、避難者への支援の打ち切りと切捨てが始まろうとしている。

本稿では、被告国による復興政策が予定通りに進んでいることが、避難者にとっての真の復興には至っていないことを明らかにして、原発事故が地域に与える被害の本質を明らかにする。

第2 「復興」の実態～人間なき復興～

1 現在の復興状況

(1) 被告国の説明

被告国による避難指示の解除が進み、法的には故郷への帰還が可能となっている。被告国による復興政策の進捗状況は、すでに「復興の現状」で述べたとおりである。

しかし、現実には、避難指示が解除されても住民帰還は進んでおらず、避難者は、長期間に渡る避難生活によって、心身ともに疲弊している。

以下では、避難者の帰還が進んでいない事実と避難者が心身ともに健康悪化に苦しんでいる事実を示す。

(2) 住民帰還が進んでいないこと

下記の表¹⁴は、被告国・福島県・市町村が実施した帰還意向などを把握するために実施された住民意向調査の結果である。



帰還率に地域差があるが、2014年4月以降に国による避難指示が解除された福島県の9市町村で解除地域に住民票がある4万7721人のうち実際に居住しているのは、23%にあたる1万1003人とどまる¹⁵。とりわけ、放射性物質による汚染が激しく、現時点でも放射線量が高いために当該自治体の一部が帰還困難区域として指定されている双葉町、浪江町、富岡町では帰還率が数%にとどまっている。この3町が実施した住民意向調査で

¹⁴ 「平成29年度原子力被災自治体における住民意向調査調査結果（概要）」（平成30年3月6日復興庁公表）を基に作成。（H29年度未実施の飯館村・南相馬市・川内村はH28年度結果、田村市はH27年度結果）

¹⁵ 西日本新聞記事より

<https://www.nishinippon.co.jp/nnp/national/article/492343/>

は、帰還の意向を示している住民は、10%程度にとどまり、住民の半数が「戻らない」という意向を示している。

なお、大熊町は、全町域に避難指示が出され、震災当時の町民1万1505人は今も、県内外で避難生活を送っている。大熊町に関しては、2019年4月10日に避難指示が解除されるが、2018年1月に大熊町が実施した住民意向調査では、帰還意向は12.5%にとどまり、戻らないという住民が約60%を占めている¹⁶。

(3) 住民帰還が進まない理由

なぜ突然の原発事故によって生活のすべてを奪われ、その後数年間にわたる避難生活を強いられていた人々が、待ち焦がれていたはずの故郷への帰還を果たせないでいるのであろうか。この帰還を妨げる原因を探ることで、原発事故の被害の本質や被害国が進めている復興政策の問題点が明らかになる。

以下では、地元自治体と復興庁が共同で毎年実施している住民意向調査（甲A470）を検討しながら、住民帰還が進まない原因を概括的に把握することとする。

① 帰還意向について

まず帰還意向に関し、概ね、高齢者ほど帰還意向が高く、若年者ほど帰還意向が低い。さらに、子どものいる世帯は帰還意向が低い。報道によれば¹⁷、本年1～2月時点で、福島第一原発事故の避難指示が解除された福島県内9市町村の区域で、実際に住ん

¹⁶ 平成30年3月6日 大熊町住民意向調査
http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/ikoucyousa/180306_ikouchousa_ookuma.pdf

¹⁷ 毎日新聞「避難指示解除も高齢化率45.5%若者の帰郷進まず福島県内9市町村」

でいる居住者に65歳以上が占める割合（高齢化率）が45.5%であることが明らかになっている。同じ地区の2010年の国勢調査では高齢化率が27.4%であったことや、現時点での福島県内の平均31.1%であることを考慮すると、本年1～2月時点の高齢化率が45.5%という結果は衝撃的だと言ってよいほど高い高齢化率だといえる。

また、帰還するとしても、家族の一部だけでの帰還を考えているという回答が30%程度ある。帰還意向に関し、家族内でも意見が分かれていることが分かる。

地域的なバラつきも見られ、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村では「まだ判断がつかない」と回答した方の割合が増加している。2017年度調査の結果によると、大熊町、双葉町、富岡町、浪江町では「戻らない」と回答した方の割合が5～6割となっている。

このように、帰還に関し、地域間、世代間さらに家族間でも分断が起きていることが分かる。

② 帰還を判断するために必要な条件

帰還の意向において「まだ判断がつかない」と回答している住民が「判断するために必要な条件」として、「医療・介護等の再開」が上位である町村が多く、その他「放射線量の低下、原発の廃炉の状況」「住民の帰還状況」「商業施設の再開」などが上位にあげられている。

③ 帰還をしない理由

帰還しない理由として、「生活基盤ができていない」「医療・介護環境への不安」が上位である町村が多く、その他「放射線量の低下、原発の廃炉の状況への不安」などが上位にあげられている。

福島第一原発事故から8年が経過したが、帰還をしない理由の

うち「生活基盤ができています」という回答については、重要な意味を持つので、この復興政策を総括する箇所で後述する。ここでは、「生活基盤ができています」という理由は、決して避難者が帰還することよりも、避難先での生活を自ら積極的に選択したものではないということだけを述べておく。

(4) 小括

以下では、上記の住民意向調査で指摘されている帰還の妨げとなっている原因をより具体的にそれぞれ検討し、被告国の復興政策が避難者の生活再建に必ずしも結びついていないことを指摘して、原発事故による被害の特質とその被害回復が極めて困難であることを述べていく。

2 復興政策の問題点(各論)

(1) 放射線量の低減に向けた除染の効果について

まず、福島第一原発事故による直接的な被害である放射性物質の飛散とそれを除去する除染作業の実態について述べる。

ア 除染作業とは

除染とは、本来、人間の身体や施設に付着した放射性物質を洗い落とす行為を指すが、福島第一原発事故後に使われている「除染作業」とは、放射性物質が付着した庭や田畑の表土をはぎ取って集め、フレコンバッグと呼ばれる大きな袋に詰めていく作業を指す。

福島第一原発事故前は、原発の敷地外に大量の放射性物質が拡散されることは想定されていなかったから、汚染に対処する法律は存在しなかった。事故後、初めて、除染のルールを定めた放射性物質汚染対処特別措置法が制定された。同法によれば、年間1ミリシーベルトの基準値を上回る土地が除染の対象となる。但し、年間を通じた放射線量を実際に測定するのは難しいため、環境省は、年1ミ

リシーベルトを空間線量率に換算した値が毎時0.23マイクロシーベルトにあたると決めた。そのため、福島県内の多くの市町村は、毎時0.23マイクロシーベルトを超える宅地を全面除染の対象としている。

イ 除染作業についての諸問題

除染作業は、巨額の費用と膨大な人手をかけた壮大な国家プロジェクトである。2016年度末までに、延べ約3000万人の作業員が従事し、既に2兆6250億円もの国費が投じられている¹⁸。

環境省は、2018年3月、除染作業が2017年3月末でおおむね終了したのを記念し、除染の意義や課題、教訓をまとめた「除染事業誌」を公表した。これによれば、除染予算は、2017年度までに3兆2532円に上る。

このように巨額の費用をかけて除染作業が実施されたものの、集められた汚染土は、フレコンバッグに詰められ、作物を植えていない田畑に積み上げるか、住宅の庭先などに埋めて仮置きを続けている。

除染により発生する汚染土の量は、福島県内だけで最大2200万立方メートルとも推計されている。但し、除染自体は、東日本の広い範囲で実施されており、環境省によれば、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県¹⁹の7県計56市町村で、計33万立方メートルの汚染土を保管している。福島県外の汚染土33万立方メートルのうち、仮置き場にあるのは、わずか約2万立方メートルにすぎず、残る約31万立方メートルは、住宅の庭先などに現場保管されており、その保管場所は、約2万8000箇所²⁰に及ぶ。

¹⁸ 日野行介「除染と国家 21世紀最悪の公共事業」(集英社新書)

これらの汚染土をどう処分するのか、処分にはどれくらいの費用がかかるのか、とりわけ、誰が汚染土を最終的に引き受けるのか、見通しは立っていない。現在の計画では、福島県双葉町と大熊町に建設中の中間貯蔵施設に運び込み、最長30年間保管した後、どこかまだ決まっていない県外で最終処分することになっている。但し、これも福島県内の汚染土に限定されており、福島県外の汚染土は、前述のとおり、大半が庭先や公共施設の敷地内に埋められたままで、処分方法さえ決まっていない。

しかも、放射性物質が降り注いだ土地のほとんどは山林であるところ、樹木を切り取り、表土をすべてはぎ取ることなど到底不可能であるから、結局、山林では、放射線量が自然に減衰するのを待つしか方法がないことになるが、その期間は、数百年にも及ぶといわれている。

また、表土をはぎ取れないような場所、例えば、住宅の屋根瓦、側溝のコンクリート、道路のアスファルトなどでは、高压洗浄水で洗い流す手段が用いられていたところ、それらの表面には、数十マイクロメートルの細かい穴があり、汚染のほとんどを占める放射性セシウムがその中にこびりついていて、高压洗浄しても完全に除去することはできないし、例え表面上の汚染物質が水で流れたとしても、それは単に移動しただけ、すなわち「除染」ではなく「移染」にすぎない¹⁹。

ちなみに、国は、屋内の場合、壁などが放射線を遮ることで、屋外の4割しか線量がない、すなわち6割も線量が下がるとしている。しかし、この屋内の線量が屋外の4割にとどまるという考え方は、

¹⁹ 「AERA」2011年11月28日号「山内知也・神戸大大学院教授の怒り」

国際原子力機構（IAEA）が目安として示した値をそのまま引用したものにはすぎず、何ら実証されたものではなく、東京新聞が、福島県田村市や川内村、楡葉町で、住宅の除染が終わって一時帰宅していた住民の協力を得て実測した結果、屋外である庭先や玄関先の線量と、屋内である居間や寝室などの線量は、ほとんど変わらないケースが大半だった。それどころか、窓越しに水田や裏山がある部屋では、むしろ玄関先よりも線量が高いケースもあった。このように、実測調査によれば、除染後も国の想定ほど放射線量が下がらないことが明らかになっている（甲A471）。

結局のところ、除染が及ばない山林などにとどまっていた放射性物質が雨や風によって除染済みの場所に移動するから、局所的に除染をしても、たちごっこにすぎず、根本的解決には繋がらないのである。

このように、効果も乏しく、壮大な無駄使いともいえる除染がなぜ実施されたかという点、避難指示区域を広げたくない被告国にとって、除染が好都合だったことが大きい。つまり、被ばくを抑える方法は、基本的には、住民が汚染地を離れる「避難」若しくは、居住地周辺の放射性物質を取り除く「除染」の2つしかないが、避難を推奨すれば、避難指示区域が拡大することになって不都合だったのである。

（2）廃炉作業への不安

ア 廃炉作業とは

廃炉とは、必要なくなった炉を停止させて炉とそれに関連する設備を解体することをいうところ、原子炉の廃炉の場合、大まかには、使用済み燃料取り出し設備の設置、燃料の取り出し、燃料の搬出・保管、設備の解体という流れになるが、そもそも使用済み燃料の冷

却に6ヶ月から3年程度かかるため、実際の廃炉作業は約3年後から始まる。

炉を廃炉とするときは、炉の停止日（制御棒の挿入日）、炉の解体の開始日、設備を解体する順序を決めることから始める。

このように、本来、原子炉の廃炉は、綿密な計画と厳重な管理の下で、慎重に実施されるべきものである。

ところが、福島第一原発の廃炉作業については、本来の実施手順が当てはまらない。なぜなら、そもそも原発事故が発生しなければ、廃炉は予定されていなかったからである。原発事故の発生により、事後的に、急きよ、選択の余地なく廃炉することとなったため、以下で述べるとおり、様々な問題点が噴出している。

イ 廃炉作業についての諸問題

1号機から4号機のうち、運転停止中だった4号機を除き、地震発生時は運転中であったことから、いずれも制御棒を挿入して「止める」ことには成功したものの、その後の津波により電源を失い、原子炉を「冷やす」ことができなくなり、水素が発生し、1号機、3号機が爆発した。さらに4号機も、3号機からダクトを通じて流れ込んだ水素の影響で原子炉建屋が爆発した。なお、2号機は、水素爆発までには至らなかったものの、建屋の壁の一部が破損した。

このように、想定外の廃炉となったことから、綿密な計画や厳重な管理などすべて後回しとなった。しかも、爆発等により原子炉建屋が損壊し、多量のがれきが発生したことから、廃炉作業の大前提として、多量のがれき撤去、格納容器内の状況把握・溶融核燃料（デブリ）取り出し工法の検討、汚染水対策などといった収束作業の必要が生じた。

原子炉建屋は依然として高線量で、廃炉作業の障害となっている。

最大の難関であるデブリは、今年の2月に、2号機で遠隔装置による初の接触調査ができたものの、調査ロボットがデブリとみられる堆積物をつまみ上げたにすぎず、周囲の線量は、人が1時間もいれば死に至るレベルの毎時7シーベルトほどあり、実際の取り出しは見通せていない。デブリは、1～3号機で計880トンとの推計もあり、広範囲に存在するが性状や位置は不明で、実態把握や回収方法の開発、保管場所の確保等もこれから検討に入る段階である。

東電は、廃炉期間を30年から40年と説明しているが、具体的な工程を積み上げた数字ではなく、単なる希望的観測にすぎない。

また、デブリは、地下水や冷却水が触れることで汚染水を生むもとにもなっている。汚染水は、構内の多核種除去設備（ALPS）で処理し、約1200トンのタンクに移されるが、汚染水タンクは、7日から10日に1基のペースで増え続けており、既に1000基、110万トンに迫っている。このままいけば、2020年末頃には、汚染水タンクの敷地容量が限界を迎えるといわれており、しかも、汚染水の最終処分の方法も決まっていない。

さらに、原子炉建屋上部にあるプールから使用済み核燃料を搬出する作業も難関である。炉心溶融を免れた4号機では、2014年に取り出しを終えたが、1～3号機では、未使用も含め大量に残ったままである。3号機は、プールに残ったままの燃料566体の取り出しに向け、ドーム状の作業場が整備されたが、設備トラブルが相次ぎ、2018年11月の作業開始が今年4月以降にずれ込むなど、計画通りには進んでいない。1、2号機は、いずれも2023年度をめどに搬出を始める方針で、原子炉建屋上部の調査や解体が進むが、建屋の極めて高い放射線量をどう下げていくかという問題

が残っている²⁰。

(3) 廃炉作業に対する不信感

廃炉作業に対する不信感は、2011年3月11日の福島第一原発事故によって崩れ去った安全神話に対する根強い不信感のみから発生している訳ではない。

現在進行中の廃炉作業の過程で、2013年8月19日に発生した作業ミスにより起きた放射性物質の放出事故²¹と、その後の原子力規制委員会や東京電力による責任を否定する姿勢や緊急通報体制の未整備などを地域住民は決して忘れておらず、廃炉作業への不信感は根深い。

2013年8月19日、福島第一原発3号機のガレキ撤去作業中に、大量の放射性物質が飛散し、福島第一原発の北北西約3キロの双葉町で、同日に大気中の放射性セシウム濃度が上昇した²²。その後、同年秋には、福島第一原発から20キロ余り離れた南相馬市の14か所で収穫されたコメから国の基準値を超える放射性セシウムが検出された。この事態に対し、農林水産省は、東京電力に対して、2013年8月19日の福島第一原発3号機で行われていたガレキ撤去作業で放射性物質が飛散し、風で運ばれてコメを汚染したおそれがあるとして対策を求めた²³。

これに対して、原子力規制委員会は、2014年11月26日、放射性セシウムの降下量を試算した結果、コメの基準値超えを引き

²⁰ 西日本新聞2019年3月9日付朝刊記事「東日本大震災8年」

²¹ 2016年1月浪江町避難指示解除に関する有識者検証委員会

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/4687.pdf>

²² 日本経済新聞記事

<https://www.nikkei.com/article/DGXNZO59011080Y3A820C1CR8000/>

²³ NHK かぶんブログ

<http://www9.nhk.or.jp/kabun-blog/200/192922.html>

起こす恐れのある量の数十分の1だったとの見解をまとめ、基準値超えのコメが収穫された原因は、がれき撤去が原因である可能性は低く、原発事故で既に広がっていたセシウムがコメに移行したという見解を公表した²⁴。

しかし、この原子力規制委員会の見解については、異論も多く、京都大学大学院医学研究科環境衛生分野の小泉昭夫教授などのグループは、2013年8月19日のがれき撤去作業中の飛散事故がコメ汚染の原因だと主張している（甲A472）。

この2013年8月の飛散事故は、いくつかの意味を持っている。

ひとつは、廃炉作業に伴うがれき撤去作業中に、大量の放射性物質が飛散するという事故が発生した点である。市民感覚としては、あれだけの悲惨な原発事故を引き起こしたのであるから、廃炉作業は、安全面に考慮して慎重に作業が行われているはずだと無意識のうちに「廃炉作業安全神話」を想像してはいないだろうか。ところが、この2013年8月の放出事故や度重なる汚染水タンクからの漏えい事故などは、まさに廃炉作業によっても汚染が引き起こされることを如実に語っている。

さらに、復興に向けてコメ生産に取り組んでいた農家の期待を大きく裏切った点も無視できない。

また、この2013年8月の飛散事故当時、福島第一原発サイト内では、警報が鳴り作業員が避難を余儀なくされたにもかかわらず²⁵、サイト外の住民には何らの情報伝達がなく、汚染されたコメと同様に農作業に従事していた生産者も被ばくしているという点である。

²⁴ 河北新報オンライン

http://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201411/20141127_63044.html

²⁵ 東京電力 HP

http://www.tepco.co.jp/nu/fl-np/press_fl/2013/pdfdata/jl30819a-j.pdf

今後に関わる問題としては、同種の廃炉作業中の事故発生時に、周辺自治体に緊急事態を伝達する手段が整備されていないという点も指摘できる²⁶。

この点に関し、浪江町の避難指示解除に関する有識者検証委員会で、東京大学アイソトープ総合センター長の児玉龍彦教授が、廃炉作業中の事故発生時の緊急通報について原子力規制委員会や原子力規制庁が責任を果たさないことや、通報体制が整備されていないことの問題点を痛烈に批判している（甲A473）。2016年3月に作成された浪江町の避難指示解除に関する有識者検証委員会報告書では「防災体制の確立」と題して、廃炉作業中に緊急事態が発生した場合に備えた体制整備の必要性が指摘されている²⁷。

このように、2013年8月に発生したのがれき飛散事故は、直接的には、改めて廃炉作業中であっても放射性物質が飛散し、周辺住民の生活を脅かすことがあり得ることを明らかにした。そして、同事故は、原子力規制委員会が必ずしも周辺住民を守り抜く覚悟がない組織であることを明らかにし、これから将来にわたる廃炉作業に付きまとう事故リスクの恐ろしさを再認識させたのである。

避難者にとっては、こののがれき飛散事故が与えた心理的なダメージは計り知れず、廃炉作業にあたる東京電力や市民を守るために刷新された原子力規制委員会や原子力規制庁への不信感は、誠に根深くなつたと言わざるを得ない。

²⁶ <https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/4687.pdf>

²⁷ 浪江町の避難指示解除に関する有識者検証委員会報告書（概要版）
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/6500.pdf>

(4) 中間貯蔵施設の建設²⁸

ア 建設により故郷を失う住民がいること

2018年3月に、福島県内の帰還困難区域を除く地域で面的除染が終了した。それに伴って発生した土壌や廃棄物は、仮置き場や除染の現場で保管されていたが、被告国は、最終処分までの最長30年間、汚染土壌や廃棄物を一時的に貯蔵する施設として、福島第一原発を取り囲む形で、全体面積約1600ヘクタール、実に大熊町・双葉町南北8キロ、東西3キロにも及ぶ²⁹中間貯蔵施設を整備・運用を開始している。



【出典】東京新聞 HP 急速に姿を変える中間貯蔵施設³⁰

²⁸ 環境省 中間貯蔵施設情報サイト

<http://josen.env.go.jp/chukanchozou/>

²⁹ 環境省のパンフレット

http://josen.env.go.jp/chukanchozou/action/briefing_session/pdf/dojyou_cyuukan.pdf

³⁰ <http://genpatsu.tokyo-np.co.jp/page/detail/910>

中間貯蔵施設約1600ヘクタールのうち、民有地は約1270ヘクタールであり、登記簿上2360人の土地所有者が存在し、そのうち2019年2月末時点で全体の82.6%にあたる1683人との用地買い取り契約が終了している。大熊町を例にとれば、8地区が建設予定地にあたり、同町の居住地域の約3分の1にあたる地域に中間貯蔵施設の建設が行われる。福島第一原発事故当時、大熊町は、人口1万1505名、世帯数が4235³¹であったから、単純計算すると、約3800名1400世帯ほどの住民が中間貯蔵施設の建設によって故郷を失うことになるのである。対象地域の住民は、中間貯蔵施設の建設によって、それぞれが生まれ育ち、暮らしてきた場所・建物が全てなくなり、立ち入ることさえできなくなる。同じ大熊町では、後述する特定復興再生拠点となる大河原地区では、除染が行われ、今後、帰還が進むことと比較すると、復興のために故郷を手放す決意を下した住民感情は複雑である（甲A474）。

一方で、この中間貯蔵施設の建設対象地ではないものの、これが立地すること自体も住民帰還の妨げになっている。

以下では、中間貯蔵施設での貯蔵手順を見た後に、その問題点を指摘して、住民帰還の妨げとなっている状況を明らかにする。

イ 中間貯蔵施設での貯蔵手順

中間貯蔵施設での貯蔵手順は以下①から⑥のとおりである³²。

① まず、福島県内の仮置き場から土壌や廃棄物の運び込みを行う。

② 受入・分別施設において、運び込まれた大型土嚢袋（フレコ

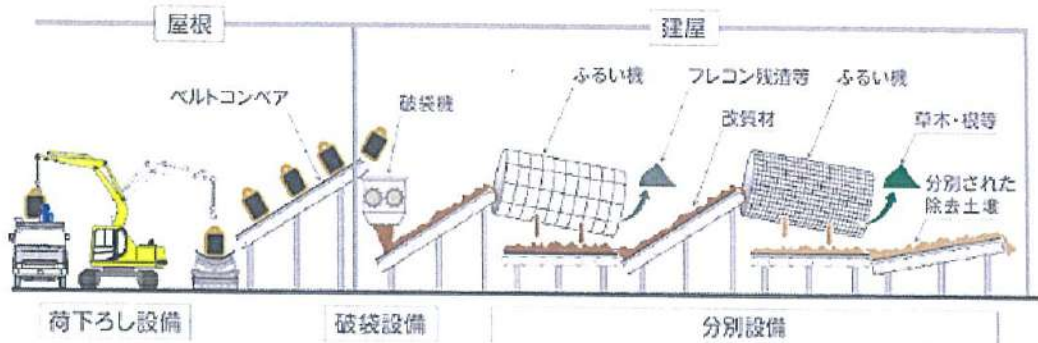
³¹ 大熊町ホームページ

<https://www.town.okuma.fukushima.jp/soshiki/jumin/1007.html>

³² 環境省の中間貯蔵施設情報サイトの中間貯蔵施設の概要/進捗状況
<http://josen.env.go.jp/chukanchozou/about/>

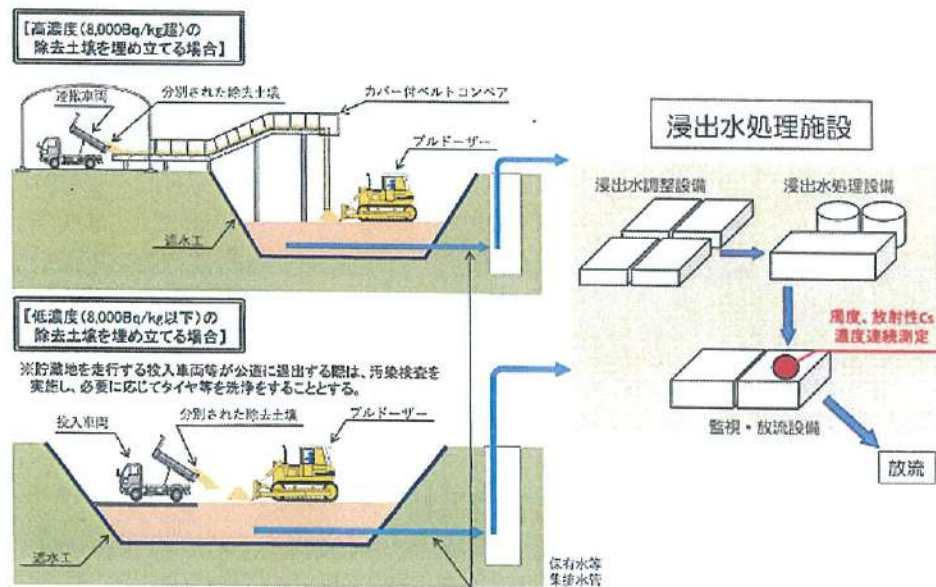
ンバック)を破り、ふるいにかけて、金属や、可燃物(草木、袋など)と土壌を分別する。

受入・分別施設での処理イメージ



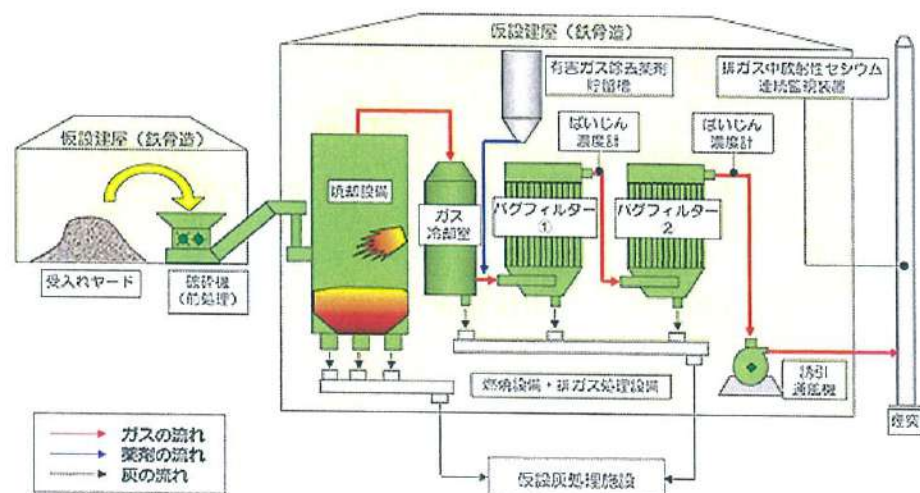
- ③ 分別の済んだ土壌は、土壌貯蔵施設において、放射線濃度に応じて貯蔵する。土壌貯蔵施設で発生する浸出水については、浸出水処理施設で処理して安全性が確認された後に放流される。

土壌貯蔵施設での貯蔵イメージと浸出水処理施設の水処理概略フロー



- ④ 分別された可燃物や、双葉町などで発生した廃棄物については、仮設焼却施設で焼却して減容化される。

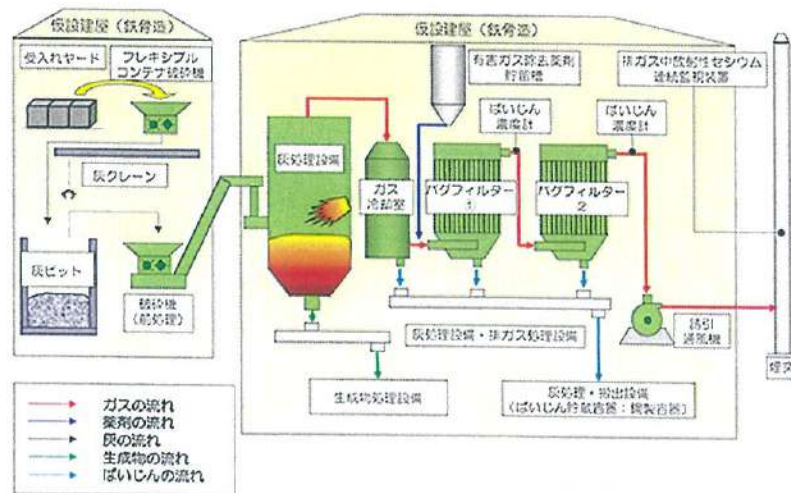
設焼却施設のイメージ



※イメージ図は、焼却及び灰処理分離方式の場合

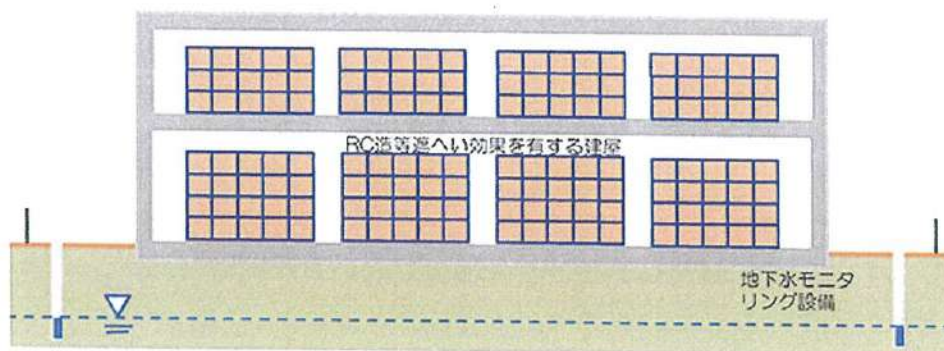
- ⑤ 発生した焼却灰を、さらに減容化するため仮設灰処理施設で熔融処理がされる。処理の過程でばいじんが発生するが、集じん装置でばいじんを除去し、最後に排ガス中の放射性セシウムを監視しつつ異常がないことを確認してから煙突から外部に排出される。

仮設灰処理施設のイメージ



- ⑥ 最後に、仮設灰処理施設で発生したばいじんは、鋼鉄製の貯蔵容器に封入されて、放射性物質の遮へい効果がある鉄筋コンクリート造りの廃棄物貯蔵施設で保管される。

廃棄物貯蔵施設のイメージ



ウ 安全性への疑問から住民帰還の妨げになっていること

現在、用地取得や汚染土壌の搬入が行われており、今年中に双葉町で発生した除染廃棄物を焼却・処理する仮設焼却施設・仮設灰処理施設の建設・運営が開始される予定である。

搬入される土壌や廃棄物は1400万平方メートルで、10トンダンプを使用して、2019年2月26日までに17.2%の搬入が終了している³³。

この中間貯蔵施設に関しては、

- i 施設への搬入の際の放射性物質の飛散や大型ダンプの通行による騒音・振動の問題や交通量の増加など地域環境への悪影響
- ii 貯蔵施設周辺の放射線量の問題
- iii 施設で発生する汚染水による周辺河川、沿岸域及び地下水への汚染の危険性
- iv 施設で発生する排ガス処理の問題
- v 最終処分施設の計画が白紙³⁴であり先行き不透明であること等から、安全性への強い不安が残る。

このようなことから、中間貯蔵施設が立地する大熊町、双葉町の住民の中には、この中間貯蔵施設が立地することが帰還をしない理由の一つとなっている（2017年度の大熊町の調査では20.1%が、双葉町の調査では35.6%³⁵ 2018年度の大熊町の調査では31.8%がそれぞれ帰還しない理由として回答）。

産業廃棄物処理施設の稼働を巡って全国各地で住民運動が行われていることからすれば、除染作業を経たのちの放射性廃棄物の大規模な貯蔵施設が生活環境に立地することが住民帰還の妨げになることは当然である。

³³ 環境省の中間貯蔵施設情報サイト

<http://josen.env.go.jp/chukanchozou/transportation/>

³⁴ 福島民報

http://www.minpo.jp/pub/topics/jishin2011/2018/03/post_15879.html

³⁵ 平成29年度福島県の原子力災害による避難指示区域等の住民意向調査 全体報告書 http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/ikoucyousa/29ikouchousakekka_zentai.pdf

(5) 生活環境の復興

ア 特定復興再生拠点計画について

(ア) はじめに

先述したとおり、放射線により汚染された地域では、除染目標を達成することができず、将来にわたって居住を制限される帰還困難区域が残存している。そこで、国（復興庁）は、2017年5月に福島復興再生特別措置法を改正し、住民の帰還を進めるため、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする特定復興再生拠点を整備する方針を打ち出した。

これは、従来の除染計画が実現不可能なことから、帰還困難区域全体の除染を断念し区域を細分化して、立ち入り制限中の帰還困難区域の一部を国費で除染、インフラ整備し、4～5年後をめどに居住や農業などを再開できるようにする政策である。

ところが、この特定復興再生拠点区域復興再生計画は、公共施設や住宅団地、工業団地の整備といったハコモノ投資については、具体的な整備計画が策定されているものの、実際に避難住民が現地に戻って生活をしていくソフト面での具体的な計画を欠いており、この計画通りに、住民帰還が進むのか疑問である。

双葉町の計画を³⁶検討し、その問題点を指摘する。

(イ) 双葉町の特定復興再生拠点計画の概要

2019年3月現在、双葉町では、町の96%が帰還困難区域に指定されている。そうしたなか双葉町では、魅力ある住環境を整備して住民の帰還と新たな住民の定住を図るとともに、産業基

³⁶ 「双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定について
http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/saiseikyoten/material/20170915_kouhyo_futaba_tokuteifukkosaiseikyotenkui_kifukkosaiseikeikaku.pdf

盤を兼ね備えた町の再興を図るため、避難指示解除準備区域である両竹・浜野地区に「新たな産業・雇用の場」となる中野地区復興産業拠点の整備等を行い、町への人の流れを創出するとともに、JR双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進することとしている。

具体的な数字目標として、避難指示解除から5年目の指標として、居住人口約2000人（うち約1400人は帰還者）、昼間人口は約5000人を見込み、事業所数50（うち再開事業所は40）、営農者数110者（すべて再開営農者）を掲げている。この目標は、これまでに双葉町が実施してきた住民意向調査などをもとに策定されている。

計画の柱は、住環境の整備と産業政策からなる。

住環境の整備には、事故前の中心市街地の再生、新たな宅地整備のみならず、生活に不可欠な買い物施設の整備、医療・介護施設、教育施設の整備なども含まれる。

産業政策は、新産業の創出と農業の再生からなる。新産業の創出に関しては、双葉町が廃炉作業中の福島第一原発や先述した中間貯蔵施設と隣接していることなどから、廃炉関係事業所などの立地を念頭において産業団地の整備や企業誘致などを内容とする。農業の再生については、事故前は農業も主要な産業であったことから営農者対策という側面と農業再生を通じた原風景の回復という側面がある。

（ウ）計画の問題点

そもそも、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、除染を行うことによって居住区域を作ること自体に

問題がある。放射線量の低減が果たして実行可能であるのか、区域外の線量の高い区域からの影響を完全に遮断することができるのだろうか。また、引き続き帰還困難区域とされる区域については、除染計画はないことから、放射線量が高いままで放置されることも問題である。

また、計画の具体的内容についても、福島第一原発事故前、双葉町には7140人が居住していた。この計画では居住人口として帰還者約1400人を含む約2000人の居住を目標としているにすぎず、5000人以上の町民は対象外となっている。そもそも、双葉町が計画している特定復興再生拠点区域は、廃炉作業中の福島第一原発、そして、その外側に広がる中間貯蔵施設のさらにその外側に位置しており、廃炉作業中の事故や中間貯蔵施設への不安を払しょくすることはできず、住環境という観点からは極めて不利な条件にあるとはいうものの、事故前の住民7140人という人口から比べると帰還者が約1400名にとどまるのは少ないと言わざるを得ない。なお、町の計画では、新たに600名の新規町民が想定されているが、住環境が良好とはいえない条件下で、果たしてそれだけの新規住民が移住してくるのかはなはだ疑問である。

また、住環境整備に関して、地元では医療・介護サービスへのニーズが高いにも関わらず、具体的な対策は掲げられていない。もともと全国的に地方部における医師不足は深刻化しており⁸⁷、なかでも福島県は人口10万人当たりの医師数が全国42位と医師不足が深刻であり、福島第一原発事故以降、相双地域では事故

⁸⁷ 日本経済新聞記事「地方の医師不足、解消進まず 強制勤務案には反発も」
<https://style.nikkei.com/article/DGXXKZO18595910X00C17A7TCC001>

前の水準にすら医師数が回復していない³⁸。

こうしたことを考えると、双葉町の特定復興再生拠点区域における医療・介護サービスの確保は困難が予想される。

さらに、産業政策についてであるが、その内実は、廃炉や中間貯蔵施設の整備という大型事業に合わせた廃炉関係事業者の立地ニーズに応えるというものであり、その実態は「廃炉ビジネス城下町」の形成に他ならない。

最後に、被告国が取り組んでいる特定復興再生拠点計画のスケジュールに合わせて帰還することだけが復興政策だとは言えないので、被告国や双葉町は、この計画によっても帰還を望まない住民層や当面控えている住民層の約5000人に対しても引き続き避難生活の支援を継続していかなければならない。これまで加害企業である東京電力は、避難指示解除後1年で避難生活等による精神的損害、その他実費等からなる賠償金の支払いを打ち切ってきたが³⁹、この特定復興再生拠点計画完了が、帰還を選択しない約5000人の町民にとって切捨て政策とならぬよう被告国は、支援の継続を確約していくことが必要である。

イ 災害公営住宅における問題点

避難者は、事故直後の体育館での避難生活を経て、主にプレハブ工法による応急仮設住宅での生活を余儀なくされた。災害救助法に基づき建築される応急仮設住宅は避難所と自立までの間の、あくまでも仮の住まいなので、原則2年までしか住まないことが前提の

³⁸ 福島県 HP「福島県の医療従事者数について」
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045d/iryoujyuujisvasuu.html>

³⁹ 東京電力 HP
http://www.tepco.co.jp/cc/press/2014/1235025_5851.html

「制度」やプレハブ工法による「構造」になっているため、居住環境としては劣悪である。

そこで、国は、原発災害で自宅を失い、自力では生活再建が難しい被災者に安い家賃で貸し出す災害公営住宅の整備を進めている。これまで国は、4890戸の災害公営住宅の整備を進めている。

ところが、災害公営住宅での生活も、入居者の要望に沿ったものとはなっていない。

福島大学共生システム理工学類の川崎興太准教授らの研究⁴⁰によると、災害公営住宅の入居者の生活には次のような特徴がみられる。

- i 高齢者が多い
- ii 単身あるいは夫婦のみの世帯が多い
- iii 団地内での交流はあるが団地外コミュニティとの交流がほとんどない
- iv 居住者のほとんどが、自身の健康や避難元の土地・家・財産等についての不安を抱えて生活している。
- v 部屋の広さや間取りに対して半数近くが不満を抱いている

上記の特徴 i と ii に関しては、もともと入居者の半数以上は、親子あるいは三世代での生活を送っていたが、福島第一原発事故によって、こども世代が、健康状況を懸念して県外避難を継続しているために、家族が離散して生活している状況があるのだという。また、特徴 v と関連するが、福島県の災害公営住宅の間取りは、55㎡2LDKと70㎡3LDKを基本としており、福島第一原発事故以前には、戸建て住宅に住んでいた避難者の感覚では部屋の広さ、間取

⁴⁰ 福島県における復興公営住宅の入居者の生活実態と生活意識
—福島県の復興公営住宅に関する研究（その2）—
https://www.cpij.or.jp/com/ac/reports/15_252.pdf

り、収納の少なさから手狭だと感じるのだという。そのため、仮に家族が同居を希望していても災害公営住宅が狭いため、もとの数世代家族が居住することが物理的に不可能という問題が生じている。

また、特徴iiiのコミュニティ交流の問題については、災害公営住宅団地内部の交流については、阪神淡路大震災後の災害公営住宅において震災前のコミュニティを無視してランダムに入居させたことによる孤独死が問題になったため、その反省に立ち福島では元のコミュニティや家族関係に配慮した入居や内部の交流事業を行ったため内部のコミュニティ交流は行われているようである。ところが、災害公営住宅が立地する地元のコミュニティとの交流は少ないのだという。その理由のひとつとして、災害公営住宅が立地する地元自治体では、原発事故避難者は地震津波避難者と違って、東京電力から多額の賠償金を受け取っていることが軋轢になっているという報告もある（熊上崇⁴¹）。

このように、住環境として劣悪な応急仮設住宅から災害復興公営住宅へと転居しても、居住者は、福島第一原発事故の前後で、家族の分断を経験し、避難先の自治体からは孤立した状態で、健康や経済面に不安を抱えながら手狭な住環境に耐えながら生活を送っているのが現状なのである。

ウ 医療・介護、教育

冒頭でも述べた福島県の原子力災害による避難指示区域等の住民意向調査（平成30年3月）では、帰還の意向について、「まだ判断がつかない」と回答している人に対して、「帰還を判断するために必要な条件」を聞いたところ、「道路、鉄道、学校、病院などの社会基

⁴¹ 災害公営住宅におけるコミュニティ形成支援
立教大学コミュニティ福祉研究所紀要第4号（2016）58頁

盤（インフラ）の復旧時期の目途」「医療・介護の普及時期の目途」「医療施設の充実度」など、生活を送る上で必要なインフラ特に医療関係の復旧、充実度をあげた人が多い。

また、「戻らない」と回答している人の「戻らない理由」としては、「医療環境に不安があるから」「医療施設が十分でないから」という理由が上位にきている。

そして、すでに帰還している人たちに尋ねた「今後の生活において必要な支援について」のアンケートでも、「医療施設の拡充」、「医療介護施設の再開や新設」という回答の割合が多い。

これらのことから、医療・介護等の社会基盤の復旧状況等が帰還の意向に大きな影響を与えていると言える。そこで、以下社会基盤の復旧状況として、医療、介護、教育施設の復旧状況を見ていく。

（ア）医療

避難地域12市町村（飯舘村、川俣町、南相馬市、浪江町、葛尾町、田村市、大熊町、双葉町、川内村、富岡町、楡葉町、広野町）では、震災前（平成23年3月1日時点）には、8つの病院が診療を行っていたが、平成30年3月15日時点においては、3病院（広野町の高野病院、南相馬市の南相馬市立小高病院、富岡町のふたば医療センター附属病院）が診療を行っている状態である。

また診療所は、震災前60診療所が診療していたが、平成31年3月15日時点は、15診療所（訪問看護ステーション1施設を含む）が再開ないしは新設している。

歯科診療所は、震災前に32歯科診療所が診療していたが、平成31年3月15日時点は6歯科診療所が再開している。（以上、平成31年3月15日発行の福島の今がわかる新聞⁴²より）

⁴² <http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/316427.pdf>

医療機関の再開については、人材確保が困難なことから、再開は容易なことではない。また、再開した医療機関も帰還が進まない中で、診療報酬だけで採算を確保する事は困難な状況にある。救急のときに頼りになる病院、診療所やクリニックなどの日常的に利用できるかかりつけの医院の双方が身近にあるような住民が安心できる医療環境を整え、維持していくには課題が多いと言える。

福島県は復興計画の一環として、医療機関等の再開に向け必要となる施設・設備整備等に要する費用を補助したり、再開した医療機関等の運営費等を補助する計画を立てている。また、県立大野病院附属ふたば復興診療所を運営していく計画である。

(イ) 介護

避難市町村で、平成30年1月1日時点で再開している特別養護老人ホームは、南相馬市が5施設中5施設、広野町が1施設中1施設、楢葉町が1施設中1施設、飯舘村が2施設中1施設、川内村が1施設中1施設であり、双葉町の1施設、浪江町の1施設は、それぞれいわき市で仮設再開している。

富岡町の1施設、大熊町の1施設、飯舘村の1施設は、休止中である。

高齢の世帯が帰還するためには、やはり何かあったときに入所できるような介護施設が地元にあることは必要であろうが、現状は、周辺の自治体の介護施設を頼らざるを得ない状況である。

(ウ) 教育施設（幼・保、小学校、中学校等）

ここでは特に、2017年春に避難指示が一部を除いて解除された浪江町、富岡町、飯舘村、川俣町（山木屋地区が解除）、2016年6月に大部分で解除された葛尾町についての教育施設の

復興状況を見ていく。

① 浪江町

保育施設はすべて休業・休園している。2018年4月に幼
保連携型認定こども園浪江にじいろこども園が開園した。

小中学校については、震災前は町立の小学校6校、中学校3校
が開校していたが、震災によりすべて休校となった。2011年
9月（2学期）から、浪江小学校・浪江中学校が二本松市内に開
校した（旧下川崎小学校）。2014年4月から津島小学校
が浪江小に併設する形で再開した。2018年4月1日時点
での在校生は、浪江小学校1名、津島小学校2名となっている（
2011年3月の時点で浪江小558名、津島小58名）。浪江中
学校は、2018年度は4名が在籍していたが、卒業や転校に伴
い、2019年度は在籍生徒数がゼロになるため、休校となる見
通しである（2018年12月5日福島民友⁴³）。

2018年4月に新たになみえ創生小学校・中学校を開校し
（浪江東中学校校舎を改修。浪江にじいろこども園も同じ敷地
内に併設）、2018年度は小学生8名、中学生2名が在籍した。
震災前は、1800人近い児童生徒が浪江町内の小中学校に通
っていた。

② 富岡町

富岡町は、富岡第一小学校、富岡第二小学校、富岡第一中学校、
富岡第二中学校があったが、町内の幼稚園とともに、2011年
9月に、約70kmほど離れた田村郡三春町の旧曙ブレーキ工業
の工場跡地で学校を再開した（三春校）。

2018年4月には、富岡第一中を改修して、富岡校（小・

⁴³ <http://www.minyu-net.com/news/news/FM20181205-331293.php>

中)として再開した。一部教科で、富岡校と三春校をインターネットで結び合同で授業を行う、運動会や遠足も合同で実施するなどしている。震災前は、4校で1500人近くいた児童生徒だが、2018年度は、三春校と富岡校で全員合わせても児童生徒は42人となっている(東京新聞2018年10月5日⁴⁴)。

③ 飯館村

村内の草野、飯樋、白石の各小学校と飯館中学校は、ともに震災後、村外の仮設校舎に移転して再開した。その後、帰還困難区域を除く村の避難指示解除翌年の2018年4月、飯館中を改修した新校舎に一緒に入り、村内での授業を再開している。

2020年には、三小学校を統合し、飯館中とともに小中一貫校となる予定である。震災前の前年度の2010年度は、小・中あわせて531人の児童が通学していたが、2018年度は、79人(2019年1月時点)であった(河北新報2019年1月11日記事⁴⁵)。

8割の生徒が村外の避難先から通うため、村は12台のスクールバスや乗用車を用い、通学手段を確保している(2019年3月1日朝日新聞記事)。

④ 川俣町

保育所・幼稚園は、山木屋幼稚園が、川俣南幼稚園に移転したが、現在は休園中で再開に向け施設整備中である。

小学校は、山木屋小学校が川俣南小学校に移転し開校した。2017年春に避難指示が解除されたため、2018年4月、山木屋小中一貫校として、山木屋小を改修して再開した。山木屋小学

⁴⁴ <https://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201810/CK2018100502000148.html>

⁴⁵ https://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201901/20190111_61038.html

校は、2019年3月時点で在校する6年生が卒業した後、入学希望者の見込みがないことから2019年度からは休校の見通しである（朝日新聞2019年3月1日記事）。再開後、わずか1年での休校となってしまった。

山木屋中学校は、川俣中学校に移転し開校したが、2018年4月に、山木屋小中一貫校として再開した。2019年3月時点で10名が通うが、新入生の予定はない（同記事）。

川俣町山木屋地区は、震災前は、100人程度の児童生徒が区内の小中学校に通っていたが、2018年度は15人の児童生徒となっている。

⑤ 葛尾町

幼稚園は葛尾幼稚園があったが、2011年9月に三春町にて葛尾幼稚園三春分校を開園。2013年8月より、要田中学校の校庭に仮設園舎を設置し、保育を開始した。2018年4月に村内にて保育を再開した。

2013年4月に三春町要田中の校舎を借りて、葛尾小学校三春校を開校した。三春校は2018年3月に閉校し、2018年4月から村内の校舎で再開した。2018年度は生徒数7名。

葛尾中学校も同様に2013年4月に三春校を開校し、2018年4月から村内の校舎で授業を再開した。2018年度は生徒数11名である。

震災前の2010年度においては、村内の小中学校に通う児童生徒は112名であった。

村では、教育費の無償化に加え、村で暮らす15歳以下の子どもを持つ家庭に一人当たり2万円の助成金を出すなどの取り組みをしている。

⑥ 小括

教育機関は、統合されて再開するなどしながら地元での保育・授業の再開が進められているように見える。

しかし、児童・生徒の避難先での通学も含む生活が定着し、地元で学校が再開したとしても、戻ってきにくい状況があり、学校再開後の生徒数の確保にどの自治体も苦慮していることがわかる。自治体は、学校が戻ることで地域の活性化にもつながるとして、大規模な改修費用をかけて設備の整った校舎にしたり、避難先からも通える通学バスを整備したり、教育費を無償化したりと様々な工夫をしているが、川俣町山木屋地区の小学校では再開後1年で休校の見通しとなるなど現状は厳しい。生徒数が少ないことで、同年代の友人との交流ができないという理由で避難前の地区の学校に通わせることを躊躇する親もいる。子育て世代に帰還しないと決めている割合が多いのも、このような教育環境が影響していると考えられる。

エ 商業施設の回復状況

商業施設の再開も、帰還を判断する際の重要な要素となっている。

どれだけ被告国や市町村が上下水道、道路や公共施設の整備を実施しても、日々の商業施設がなければ元の地域で生活を送ることはできない。

本来であれば、地域内で営業していた商店が自力再建を果たせばよいが、実際には自力再建がかなわず、商業施設の再建に被告国や市町村の関与が欠かせないのが現状である。

現在、被災地では、公設民営型商業施設の整備が進んでいる。

富岡町 さくらモールとみおか

檜葉町 ここなら笑店街

南相馬市 小高ストア⁴⁶

田村市 D o m o

広野町 ひろのてらす

ただ、ハコモノとしての施設の整備が進んでも、そこで働く人材を確保することができないという問題がある。

例えば、富岡町のさくらモールとみおかに出店していた「ダイユーエイトさくらモールとみおか店」では従業員の採用を12人予定していたが、応募が少なく店長以下6人（うち2人はパート）での営業開始を余儀なくされた。しかも、その従業員の6人全員が富岡町外の在住者だという。

また、出店企業のダイユーエイトの浅倉俊一社長は「福島为企业として使命感から出店を決意した。3年後をめどに黒字化したいが、当初は採算度外視だ」とのべている。

このように、避難指示解除地区での店舗運営は、人材確保面や採算面で大きな課題を残している。いずれの公設民営型商業施設においても、建設にあたっては事業費の一部に震災・原発事故からの復興を支援するための国の補助金や交付金などが活用された。

今後、投じた資金に見合うだけの、住民帰還や地域再生の効果を持続させることができるのか、期待を背景に開業した公設民営型商業施設の運営は予断を許さない（日本経済新聞「福島沿岸5町村、避難地域で商業施設の開業相次ぐ」2016/12/3付⁴⁷）。

⁴⁶ <http://www.minpo.jp/news/detail/2018110657121>

⁴⁷ <https://www.nikkei.com/article/DGXLZO10224870S6A201C1L01000/>

(6) 生業の復興

ア 農林漁業者の復興

(ア) 農業の復興

福島県全体で見れば、2017年度の輸出額は、福島第一原発事故前の水準を上回り、統計を始めた2005年以降で最高額を記録している。しかし、日本全体の輸出額は、同じ7年間で倍増していることを踏まえれば、福島県全体でも福島第一原発事故前の水準をようやく回復したにすぎず、出遅れの感があることは否めない⁴⁸。

また、福島第一原発事故によって避難指示が出た12市町村⁴⁹に限定してみた場合、2011年の時点で営農を休止していた営農面積に対する2017年度の営農再開面積の割合は、下記の表のとおりである⁵⁰。

【12市町村の避難地域等における営農再開の状況】 単位: ha

	市町村名	営農休止面積 (2011年12月)	営農再開面積 (2017年度)	営農再開割合
1	田村市	375	13	3.47%
2	南相馬市	893	524	58.68%
3	川俣町	7,289	3,161	43.37%
4	広野町	289	202	75.09%
5	楢葉町	585	48	8.21%
6	富岡町	861	5	0.58%
7	川内村	605	366	60.50%
8	大熊町	936	0	0.00%
9	双葉町	723	0	0.00%
10	浪江町	2,034	6	0.29%
11	葛尾村	398	11	2.76%
12	飯館村	2,330	9	0.39%
		17,298	4,345	25.12%

資料:「福島県営農再開支援事業 平成29年度事業実績報告書」をもとに作成

⁴⁸ 福島県県産品輸出戦略

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/262093.pdf>

⁴⁹ 川俣町、田村市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の12市町村

⁵⁰ 福島県原子力被災12市町村農業者支援事業について平成29年度事業評価結果 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/306063.pdf>

これをみると、営農再開状況に大きなばらつきがあり、全体の営農再開割合こそ25.1%に達しているが、田村市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村では、ほとんど農業再開の目途がたっていない。

福島第一原発事故の影響を強く受けた上記12市町村の農業に関しては、国や県が補助金を支出して営農再開事業に取り組んでいるが、今なお、福島第一原発事故による壊滅的な打撃の影響からは立ち直っておらず、今後、その復興には相当の困難が予想される。

(イ) 林業の復興

除染を所管する環境省は、2015年に住宅など生活圏から20メートルの範囲や日常的に人が出入りする場所を除く大半の森林の除染を原則として行わない方針をとっている⁵¹。その理由として、環境省は、森林全体を除染することが物理的に不可能であるとしている。また、国は、公的には発表しないが、森林全体を除染するとなると、2兆円を超える予算が必要になるという試算もあることから、費用の点も森林の除染が進まない理由だと考えられる。

森林の除染が行われないことから、森林の空間線量率の低下は、放射性物質の物理的学的減衰⁵²に任せるほかない。

そのため、現在、避難指示解除区域において林業を行う場合には、外部・内部被ばくを防止するため、除染作業と同様の林野庁

⁵¹ 福島民友 「森林除染」広がる波紋 再生に懸念、環境省「物理的に困難」
<http://www.minyu-net.com/news/sinsai/serial/0410/FM20160111-041710.php>
環境省 除染情報サイト 森林の除染等について
<http://josen.env.go.jp/about/efforts/forest.html>

⁵² 代表的な放射性セシウム 137 の物理学的半減期は 30 年

が定めたガイドラインに従って自己責任で作業に従事することが求められている⁵³。

いずれにしても、森林の除染が行われないことは、森林に囲まれた集落の住民帰還、そうした集落の生業である木材生産やキノコの採取・栽培といった林業については政策的に見捨てられた状態と言え、林業従事者が、その生存中に、真の意味において生業を回復することは事実上不可能である。

(ウ) 水産業の復興

福島第一原発事故以降、福島県の沿岸漁業及び底びき網漁業は、原発事故の影響により操業自粛を余儀なくされている。その一方、この間、福島県による5万3千件を超えるモニタリングの結果から安全が確認され、現在では出荷制限魚種⁵⁴を除くすべての魚介類について、小規模な操業と安全性が確認された魚種についての販売という「試験操業」が行われている。ただし、この試験操業・販売による漁獲量は、年々増えているものの福島第一原発事故の8%（2016年実績）程度にしか回復していない⁵⁵。

また、川や湖で実施される内水面漁業については、2018年3月29日現在、国や福島県より、出荷制限、接種制限、採捕の自粛要請が行われており⁵⁶、原発事故の影響で自粛されている。

このように福島県の沿岸漁業及び底引き網漁業は、操業を自粛

⁵³ 林野庁 森林内等の作業における放射線障害防止対策に関する留意事項等について (Q&A) <http://www.rinva.maff.go.jp/j/routai/anzen/sagyou.html>

⁵⁴ 出荷制限魚種は、ウミタナゴ、クロダイ、サクラマス、ヌマガレイ、ムラソイ、ピノスガイ、カサゴ、コモンカスベの8魚種

⁵⁵ 経産省 福島県水産業の現状について
http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuitaisaku/committee/takakusyu/pdf/003_04_00.pdf

⁵⁶ 内水面の採捕・出荷制限などの措置一覧
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-suisanka-monita-top.html>

している状況であり「復興」とは程遠い状況にある。加えて、将来的には、福島第一原発で発生した汚染水の海洋放出というシナリオも想定されており、漁業関係者の本格的な復興を大きく妨げる動きもある。

現在、原子力規制委員会の更田委員長は、汚染水を希釈して排水の法令基準以下になれば、汚染水の海洋放出を認める方針をとっている。

仮に海洋放出が決まれば、福島県産の水産物に対するマイナスイメージが、さらに高まることは必至であり、漁業関係者らは強く反発している⁵⁷。しかし、汚染水の福島第一原発敷地内での貯蔵は限界に達していることから、汚染水の海洋放出に関しては決して楽観できない⁵⁸。

(エ) 農林水産業の復興についてのまとめ

自然を相手に、そこから恵みを得ている農林水産業にとって、わが国最大・最悪の公害事故である福島第一原発事故の影響はあまりに大きい。福島第一原発事故の影響を強く受けた避難指示が出された12市町村では、最も回復が高い農業ですら、営農面積は福島第一原発事故前の25%を回復したに過ぎず「復興」とは程遠い状況である。むしろ、福島県に限らず農林水産業の後継者問題は深刻であることを考慮すれば、今後、世代交代がはからなければならない、上記12市町村において農林水産業が衰退・消滅の途

⁵⁷ 福島民友 特集 東日本大震災から8年 先行きが不透明 トリチウム含む処理水の取り扱い懸念 <http://www.minyu-net.com/news/sinsai/serial/08/06/FM20190307-357798.php>

⁵⁸ NHK 福島第一原発 今も汚染水が課題 http://www3.nhk.or.jp/news/genpatsu-fukushima/20160311/0517_osensui.html

をたどる可能性も否定できない。

このように、ひとたび原発事故が発生すれば、自然を相手にする農林水産業は、その存亡の危機に立たされてしまう。

イ 地元中小企業の復興

(ア) 国による支援策の内容

福島第一原発事故による避難指示が解除された市町村では、住民の帰還が、事故前の23%にしか達していないため、公共事業等の恩恵を受ける建築土木業を除く製造業やサービス業を中心とした地元中小企業の営業再開も厳しい状態にある。

一応、被告国と福島県は、民間と共同して、2015年8月に公益社団法人福島相双復興推進機構を設立し、経営コンサルタント、中小企業診断士などの専門家を交えたチームを構成して、事業の再開・承継・転業や生活再建を図るため、訪問・相談支援事業を展開している⁵⁹。

この他にも、被告国と福島県は、地域経済のテコ入れのために様々な政策を実施しているが、そのなかには、政策効果が疑問視されるバラマキ事業もある。

例えば、2017年と2018年に福島県原子力損害対策課が実施した「福島県事業再開・帰還促進事業交付金」事業⁶⁰は、住民が帰還し生活を再開するのに必要となる品物の一括購入時に、当該商店等の事業者が割引を実施するのに必要な経費の一部を補助する目的でプレミアム商品券の発行と、集客効果を高めるイ

⁵⁹ 経済産業省被災事業者支援（関連施策リンク集）

<http://www.meti.go.jp/earthquake/smb/nariwai.html>

⁶⁰ 平成29年度交付決定状況

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/252375.pdf>

平成30年交付決定状況

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/301305.pdf>

ベント事業を、避難指示が解除された市町村で一律に行うという政策である。福島県では、これらの事業のために2018年度に15億円余りの補助金が支出されているが、その効果は一過性もので持続的な効果が期待できないバラマキ政策だと言わざるを得ない。

(イ) 地元中小企業の復興状況

この福島相双復興推進機構の支援事業は、一定の成果を上げているようであるが、やはり、住民帰還が23%の水準に留まっていることがネックとなって地元中小企業の復興は進んでいない。

福島市に本店を置く東邦銀行系列の一般財団法人とうほう地域経済研究所が2018年2月に公表した「震災復興に向けた相双地域経済の現状と展望について(甲A475)」と題する調査レポートによれば、相双地域での地域経済の復興状況とこれからの見通しを、以下のように報告している。

まず、地域経済の現状としては、好調な分野として、公共工事(発注額は震災前の5倍)や住宅投資(被災者の建て替え需要や復興公営住宅の着工)など、いわゆる官主導による政策効果が出ている分野がある。

一方で、相双地域⁶¹の定住人口が、福島第一原発事故前の水準の半分程度にしか達していないことから、生産年齢人口も減少しており、就業者数が福島第一原発事故前の水準を15%ほど下回り、復興特需の恩恵を受ける建設業や介護分野での深刻な労働力不足が生じ、地域の復興を妨げる要因となっていること、また観光施設の閉鎖や放射線の影響を懸念して観光業は大きな打撃を

⁶¹ このレポートでは、相双地域として相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、新地町、飯舘村を指している。

受けているなど、相双地域経済の現状としては、正常化には、まだ程遠い状況であると報告されている。

今後の展望に関しては、定住人口の回復が、地域経済回復のカギを握っていると課題を指摘しつつも、実際には、住民意向調査の結果をもとに、避難住民が帰還することにより、福島第一原発事故前の水準に定住人口が回復することが不可能であると分析している。

最後に、相双地域の人口を増加させるためには「福島イノベーションコースト構想」の推進を図ることが重要であると、福島イノベーションコースト構想に対する期待を寄せて報告をまとめている。

このように地元経済界から多大な期待が寄せられている「福島イノベーションコースト構想」とはどのような構想であるのか、その内容を簡単に紹介し、問題点を指摘する。

(ウ) 福島イノベーションコースト構想とは

2017年5月12日、「福島復興再生特別措置法」の改正法が国会で成立し、「福島イノベーションコースト構想」の推進が法制化された。その事業規模は、2017年の福島県予算だけでも700億円を計上するという巨大プロジェクトである。

その内容は、「東日本大震災、福島第一原発事故によって失われた福島県浜通り地方の産業・雇用を回復するため、廃炉やロボット技術に関連する研究開発、エネルギー関連産業の集積、先端技術を活用した農林水産業の再生、未来を担う人材の育成強化などを通じて新たな産業・雇用を創出し、住民が安心して帰還し、働けるよう、浜通りの再生に取り組んでいく（福島県庁復興情報

ポータルサイトの紹介文⁶²より) というものである。

構想の主たる内容は、これから本格化する廃炉事業やそれに関連するロボット研究を行うというものである。

国や福島県の意図としては、この構想により、新たな産業・雇用を創出し、人口の増加を図って地域の復興を目指すという事業であるが、現時点(2019年3月)では、どの事業も、構想や着工段階にしか至っておらず、その効果は表れていない。

(エ) 福島イノベーションコースト構想の問題点

まず指摘できるのは、福島イノベーションコースト構想は、被害地域を福島第一原発事故前の状態に戻すという意味での復興政策とは違うという点である。

仮に、この構想が実現しても、帰還の障害となっている放射線量が低下するわけでもなく、すでに形成されてしまった避難先での生活基盤を捨ててまでも、帰還を選択するほどの魅力はない。さらに言えば、福島第一原発事故以前とは異なる新しい生業に就く必要があるが、生業は、単に賃金を得るという手段にとどまらず、各人が生きがいやこだわりを持って従事しているものであり、そう簡単に次から次に取り替えていけるわけではない。なぜなら、避難を余儀なくされている人々は、政策上の個性を持たない「合理的経済人」ではなく、それまでの人生やそれを形作った生業に対する想い入れを持った感情を持った人々なのである。

このように福島第一原発事故前に地域に居住していた住民の視点からすれば、このような福島イノベーションコースト構想をテコにした復興政策は、福島第一原発事故前の住民のもともとの生

⁶² 福島県 HP 福島イノベーションコースト構想について
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/202499.pdf>

活・生業を取り戻すという原状復帰や被害回復という理念とは全く相容れない産業政策であると評価せざるを得ない。

うがった見方をすれば、被告国には、福島第一原発事故まで生きがいとして携わっていた生業を元に戻してほしいという避難者の声は、わがままな避難者の声としか映っていないのだろう。そして、帰還を望まない避難者を強制的に帰還させることはできないので、地域経済の復興という国家政策の観点から、新たに福島イノベーションコースト構想という巨大プロジェクトを立ち上げて廃炉関連事業という新しい地域経済の担い手を誘致することによって統計上の地域経済の復興を果たそうと計画していると評価することができる。

(7) 被害者の切り捨て

ア はじめに

原告らは、準備書面16の7において、被告国が福島第一原発事故後においても、事故前の原子力安全神話を維持するために、被害の甚大さを矮小化していることを述べた。すなわち、被ばく放射線量の基準を引き上げて避難住民らの帰還を促進していること、無駄な除染事業を積極的に推進し、十分な除染ができてない地域にも帰還させ、あるいは、早期に帰還できると誤信させている。さらに、損害賠償額を低額のものとし、被害実態を覆い隠そうとしていることである。

本項では、上記の点のうち、特に損害賠償の点に関して、引き続き被害救済の切り捨てが行われていることを述べる。

被告国は、被害者の経済的再生すら阻もうとしており、「復興」は有名無実となっている。

イ 損害賠償請求をめぐる制度について

この点については、すでに準備書面16-7第4の1(28頁)、同2(29頁)で述べた通りであるが、以下のとおりである。

(ア) 原子力損害賠償法

原発事故による甚大な被害について、被害者の事後的な救済を図る制度として、原子力損害賠償に関する法律(以下「原賠法」という)がある。

同法は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もって「被害者の保護」を図り、及び「原子力事業の健全な発達に資すること」を目的としており(1条)、おおむね以下のような内容となっている。

- ・被害者に対して賠償責任を負うのは、原子力事業者のみであり(4条1項)、原発の製造者など原子力事業者以外の関連企業等の賠償責任が否定されている(責任集中の原則)。
- ・原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置(以下「損害賠償措置」という。)を講じなければ原子炉の運転等をしてはならず(6条)、1200億円の原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結等の措置を講じることが義務付けられている(7条)。
- ・原子力事業者の損害賠償額が賠償措置額を超え、かつ、被害者救済のために必要であるときは、被告国は原子力事業者に対し原子力事業者が損害賠償するために必要な援助を行うとされている(16条)。
- ・文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、原子力

損害賠償紛争審査会を置く（18条）。

なお、損害賠償請求について、円滑・迅速・公正に紛争を解決することを目的とする公的な紛争解決機関（ADR）として、原子力損害賠償紛争解決センターが原子力損害賠償紛争審査会（以下、「原賠審」という。）の下に設置されている。

（イ）損害賠償請求の実態

被害者が、実際に東京電力に対して損害賠償請求をする方法としては、①東京電力が定めた請求方法による任意の賠償請求、②原子力損害賠償紛争解決センターに対する和解仲介の申立て、③民事調停ないし民事訴訟による請求がある。

また、具体的な損害賠償請求の内容については、原賠審が定めた「中間指針」が参考とされている。

ウ 避難指示解除に連動する被害救済の打ち切り

（ア）はじめに

現在では、被告国と東京電力は、「原発安全神話」から「放射能安全論」へと切り替え、被害を小さくみせようと躍起になっている。

（イ）福島復興指針の改定

- a 被告国（政府）は、2015（平成27）年6月12日に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（福島復興指針）の改定を閣議決定した（以下、「改定指針」という。）。

改訂後の同指針は、2017年3月までに居住制限区域と避難指示解除準備区域についての避難指示を解除する旨を定めている。

すなわち、以下の「避難指示解除の要件が充足され、生命・身体に危険が及ぶ状況が解消されれば、戻りたいと考えている住民

の方々の帰還を可能にすることで故郷での居住の自由を回復するとともに、真の復興に向けた重要な一步を踏み出すため、速やかに避難指示を解除していく必要がある。」としている。

【避難指示解除の要件】「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日原子力災害対策本部）

- ① 空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ② 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③ 県、市町村、住民との十分な協議

ここで、避難指示解除準備区域とは、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域、居住制限区域とは、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域、である（同上）。

- b そして、「こうした観点から、事故から6年を超えて避難指示の継続が見込まれる帰還困難区域以外の区域、すなわち避難指示解除準備区域・居住制限区域については、各市町村の復興計画等も踏まえ遅くとも事故から6年後（平成29年3月）までに避難指示を解除し、住民の方々の帰還を可能にしていけるよう、除染の十分な実施はもとより、インフラや生活に密着したサービスの復旧などの加速に取り組む。」としている。

- c また、「避難指示解除準備区域・居住制限区域（既に解除が行われた田村市や川内村の旧避難指示解除準備区域を含む）における精神的損害賠償について、早期に避難指示を解除した場合においても、帰還した住民の方々の生活再構築のためには復興支援を通じた両区域全体としての環境整備が必要となる点に配慮し、解除の時期にかかわらず、事故から6年後（平成29年3月）に解除する場合と同等の支払を行うよう、国は、東京電力に対して指導を行う。」としている。

(ウ) 改定指針を踏まえた東京電力の対応

東京電力は、避難指示解除準備区域・居住制限区域を避難元とする被害者らの損害賠償について、改定前は、当時の中間指針に従い、次の損害賠償を認めていた（数字は中間指針⁶³の項目）。

- 2 避難費用 → 避難・生活にともなうその他実費等（避難・帰宅等にかかる費用相当額、家賃にかかる費用相当額）
- 6 精神的損害 → 避難生活等による精神的損害として月額10万円

ところが、改定指針を踏まえ、東京電力は、上記各損害賠償について、2018年3月で打ち切った（2015（平成27）年8月26日「避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害等に係る具体的なお取り扱いについて」）。

加えて、帰還困難区域についても、上記2の賠償を2018年

⁶³ 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（平成23年8月5日、原子力損害賠償紛争審査会）

3月で打ち切った。

(エ) 問題点

しかし、上記改定指針にあるような「復興」が一切なされていないことは上記で述べた通りであって、賠償を打ち切ることは到底許容されるべきものではなかった。加害者である被告国が損害賠償の方法、内容について規定して被害の矮小化を意のままに進めているが、被告国は、「復興」と損害賠償の打ち切りとを連動させて、被害の切り捨てを進めていると言える。

3 潜在化し、拡大しつつある健康影響

(1) はじめに

上述したように、被告国は、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」のもと、今もなお現存する放射能汚染の実態を覆い隠し、「今なお新たに被害も発生しています。それは、偏見・差別や風評被害です。」「人々を苦しめているのは放射線そのものではなく、知識不足から来る思い込みや誤解です」などといった情報宣伝を戦略的かつ系統的に実施し、国民への浸透を図っている。

しかしながら、このような被告国による被害隠しの水面下で、被害は徐々に、そして確実に拡大しつつある。

(2) 20mSvの線引き

ア これまでにも指摘してきたように、ICRP（国際放射線防護委員会）は、個人が様々な線源から受ける実効線量を総量で制限するための基準として線量限度を設定している。ICRPは、がん、遺伝的疾患の誘発等の確率的影響に関して、放射線作業者については、容認できないリスクレベルの下限值に相当する線量限度として年あたり20mSv（生涯線量1Sv）、公衆に関しては、実効線量1

mSv/年を線量限度として勧告している。

チェルノブイリ原発事故の後、ロシア、ウクライナ、ベラルーシの各国も、放射能に汚染された地域を、移住義務（第1次移住、第2次移住）ゾーン、移住権利ゾーン、定期的放射能管理ゾーンに区分し、年間推定被ばく線量が5mSvを超える或いは超える可能性があるゾーンを移住義務ゾーン、年間推定被ばく線量が1mSvを超える可能性があるゾーンを移住権利ゾーン、年間推定被ばく線量が1mSv以下のゾーンを定期的放射能管理ゾーンとしている。

にもかかわらず、被告国は、福島第一原発事故後の避難指示及び帰還の基準として年間追加被ばく線量20mSvを用いている。

イ 被告国が用いている年間追加被ばく線量20mSvという基準は、もともと労働安全衛生法で放射線業務従事者に適用されていた基準である。

労働安全衛生法では、外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が3か月間につき1.3mSvを超える区域を「放射線管理区域」の設置基準とし、事業者は必要のある者以外を管理区域に立ち入らせてならないとされる（電離放射線障害防止規則3条4項）。3か月間につき1.3mSvとは、年に換算すると5.2mSvである。帰還の基準とされている年間追加被ばく量20mSvとは、放射線管理区域の約4倍もの値である。そのようなところに住民をとどまらせ、或いは帰還させること自体がそもそも誤りであり、暴挙というほかない。

もともと一般公衆の年間許容被ばく線量は1mSv/年なのであり、帰還の基準、そしてもともとの避難指示の基準自体が極めて不当であるという他ない。

福島第一原発事故後に内閣官房参与に就任していた小佐古敏

庄氏（東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻教授）は、平成23年4月30日、「今回、福島県の小学校等の校庭利用の線量基準が年間20 mSvの被曝を基礎として導出、誘導され、毎時3.8 μ Svと決定され、文部科学省から通達が出されている。これらの学校では、通常の授業を行おうとしているわけで、その状態は、通常の放射線防護基準に近いもの（年間1 mSv、特殊な例でも年間5 mSv）で運用すべきで、警戒期ではあるにしても、緊急時（2、3日あるいはせいぜい1、2週間くらい）に運用すべき数値をこの時期に使用するのには、全くの間違いであります。警戒期であることを周知の上、特別な措置をとれば、数カ月間は最大、年間10 mSvの使用も不可能ではないが、通常は避けるべきと考えます。年間20 mSv近い被ばくをする人は、約8万4千人の原子力発電所の放射線業務従事者でも、極めて少ないのです。この数値を乳児、幼児、小学生に求めることは、学問上の見地からのみならず、私のヒューマニズムからしても受け入れがたいものです。」などと述べて辞意を表明した⁶⁴。なお、同氏は、いわゆる原爆症認定集団訴訟において国側の証人として出廷した人物でもある。

国による20 mSvの線引きに対しては、国際社会からも厳しい批判が向けられており、国連「健康に対する権利」特別報告者アナンド・グローバー氏は、日本への調査（2012年11月15日から26日）に関する調査報告書において、次のように述べている⁶⁵。

⁶⁴ NHK「かぶん」ブログ

<http://megalodon.jp/2011-0430-0737-13/www9.nhk.or.jp/kabun-blog/200/80519.html>

⁶⁵ 国連「健康に対する権利」特別報告者アナンド・グローバー調査報告書（翻訳版）

<http://hrn.or.jp/wpHN/wp-content/uploads/2015/11/130627-Anand-Grover-Report-to-the-UNHRC-japanese.pdf>

「日本政府は、国連特別報告者に対して、100 mSv未満では発癌の過度のリスクがないため、年間放射線量20 mSv以下の居住地域に住むのは安全であると保証した。しかしながら、国際放射能防護委員会（ICRP）でさえ、発癌又は遺伝的疾患の発生が、約100 mSv以下の放射線量の増加に正比例するという科学的可能性を認めている。さらに、低線量放射線による長期被ばくの健康影響に関する疫学研究は、白血病のような非固形癌の過度の放射線リスクに閾値はないと結論付けている。固形癌に関する付加的な放射線リスクは、直線的線量反応関係により一生を通し増加し続ける。」

「日本政府によって導入される健康政策は、科学的証拠に基づいて導入しなければならない。健康政策は、健康に対する権利の享受への干渉を、最小化するように策定されるべきである。放射線量の限度を設定する場合、健康に対する権利に基づき、特に影響を受けやすい妊婦と子どもについて考慮し、人々の健康に対する権利に対する影響を最小にするよう要請する。低線量の放射線でも健康に悪影響を与える可能性があるので、避難者は年間放射線量が1 mSv以下で可能な限り低くなった時のみ、帰還することを推奨されるべきである。」

このような国内外からの厳しい批判に曝されつつも、国は、20 mSvの線引きを一向に改めようとしていない。

2013年5月25日の朝日新聞の報道⁶⁶により、2011年10月17日に開かれた政府内の非公式会合において避難の基準を5 mSvに改めることが議論されたが、同月28日の会合に

⁶⁶ 朝日新聞 DIGITAL「福島の帰還基準、避難者増を恐れて強化せず 民主政権時 2013年5月25日7時9分」http://www.asahi.com/shinsai_fukkou/articles/TKY201305250024.html

において「住民の不安に応えるため 20 mSv 以外の線引きを考えると、避難区域の設定や自主避難の扱いに影響を及ぼす」、5 mSv とすると福島市や郡山市など人口密集地域が含まれるため避難者が増加し賠償額が増えるなどの慎重論が相次ぎ、基準の変更が見送られたことが報じられた。まさに、国民の生命、健康を軽視し、経済を優先した名ばかりの避難基準と言わざるを得ない。

国の避難基準を信頼して汚染地域にとどまった住民や国の帰還基準を信頼して帰還した住民らは、現在も日々累積する放射線被ばくを余儀なくされているのである。

(3) 顕在化しつつある健康被害

ア 小児甲状腺がんの激増

福島県は、2011年10月から、福島第一原発事故発生時点で概ね0歳から18歳までの福島県民を対象に甲状腺検査を実施している。

この検査結果によると、1回目の先行調査によって113人の子どもに甲状腺がん（悪性ないし悪性疑い）が指摘され、すでに99人の子どもが手術を受けている。結節の存在が指摘されたのは3990名、3.0mm以下ののう胞が指摘された子どもは88076人、3.1mm以上ののう胞が指摘された子どもも55825名に上った⁶⁷。

にもかかわらず、検討委員会は、「先行検査（一巡目の検査）を終えて、わが国の地域がん登録で把握されている甲状腺がんの罹患統計などから推定される有病数に比べて数十倍のオーダーで多い甲状

⁶⁷ 県民健康調査「甲状腺検（先行）」結果概要 県民健康調査「甲状腺検（先行）」結果概要 【確定版】
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/129302.pdf>

腺がんが発見されている。」としつつも、被ばくの影響は考えにくいとした。その理由として、①被ばく線量がチェルノブイリ事故と比べて総じて小さいこと、②被ばくからがん発見までの期間が概ね1年から4年と短いこと、③事故当時5歳以下からの発見はないこと、④地域別の発見率に大きな差がないこと、を挙げている。そしてこの多発は「将来的に臨床診断されたり、死に結びついたりしないがんを多数発見している可能性が指摘されている」として過剰診断の可能性が示唆された。

しかしながら、2回目以降の本格調査によっても新たな小児甲状腺がんが続々と指摘されている。

下図は、2018年9月5日に行われた第32回検討委員会で発表された3巡目迄のデータをまとめたものである。

	一巡目検査 (2011～2014年4月)	二巡目検査 (2014～2017年6月)	三巡目検査 (2016～2018年6月)	計
悪性ないし 悪性疑い	116人 (2016年3月迄)	71人 一巡目検査結果 A1:33人、A2:32人、B:5人 一巡目検査未受診:1人	15人 一巡目検査結果 A1:2人、A2:6人、B:4人 二巡目未受診:3人	202人
男女比	39:77(1:2)	32:39(1:1.22)	8:7(0.88)	
事故時年齢 (平均)	6才～18才 (14.9±2.6才)	5才～18才 (12.6±3.2才)	6才～16才 (10.9±2.6)	
手術結果	102人 乳頭がん:100人 低分化がん:1人 良性結節:1人	52人 乳頭がん:51人 その他の甲状腺がん:1人	11人 乳頭がん:11人	がん確定: 164人
腫瘍サイズ	5.1～45.0mm (13.9±7.8mm)	5.3～35.6mm (11.0±5.6mm)	5.6～33.0mm (14.4±7.7mm)	

- 国立がん研究センターの統計では、小児甲状腺がんは1人～2人/100万人/年
- 一巡目検査:受診者300,476人当たり115人(発症率にして数十倍の多発)
- 二巡目検査:受診者270,544人当たり71人
- 三巡目検査:受診者217,472人当たり15人(途中)

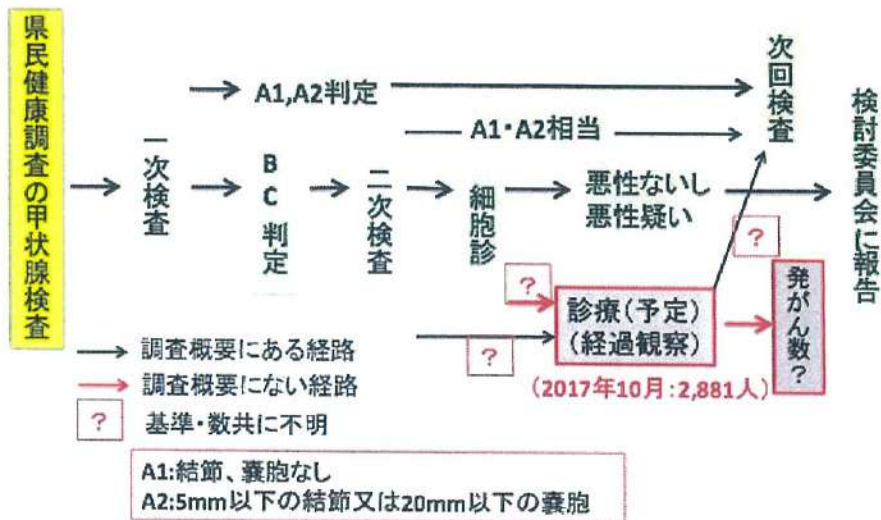
また、2巡目からは汚染の多い避難区域と少ない会津地方の発見率には3倍近い差が見られている。

悪性ないしその疑い	避難区域等13市町村	中通り	浜通り	会津地方	計
1巡目(数/10万人)	33.5	38.4	43.0	35.6	38.3
2巡目(数/10万人)	49.2	25.5	19.6	15.5	26.2
2巡目受診者調整後(数/10万人)	53.1	27.7	21.5	14.4	28.4
2巡目(検査間隔による調整後、数/10万人)	21.4	13.4	9.9	7.7	13.4
集計外	4人	4人	3人	0人	11人

2018年9月8日第10回甲状腺評価部会発表の集計外手術数12例(良性1例)

また、この県民健康調査には、発がん率の全体像が把握できない検診システムの欠陥があることが明らかになった。下図のように検討委員会に報告されていない患者は2017年10月の時点で2881人にのぼっており、そのうち11名の甲状腺がんが集計から漏れていたことが分かった⁶⁸。しかも、うち1名は事故当時4歳以下の女兒であり、検討委員会が事故との因果関係を否定した論拠は大きく揺らいでいる。

⁶⁸ <https://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201807/CK2018070802000124.html>



イ 福島県内外での疾病動向（甲A476）

環境省放射線健康管理・健康不安対策事業（放射線の健康影響に係る研究調査事業）として実施された「福島県内外での疾病動向の把握に関する調査研究」において、次のような疾病動向が報告されている。対象地域（都道府県）は、福島県のほか、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県の全10県である。

（ア）循環器疾患死亡の動向

本研究では、全循環器疾患死亡の動向について、結論的に、「長期的に見るとそれ以前にも起きている自然増減の範囲内であると考えられた」としつつも、「男性では、福島県は・・・2005年以降は統計的有意な減少に転じた。他の9県では、千葉県が・・・1997年以降は統計的有意な減少に転じた。その他の8県については、1995年以降、統計的有意に減少していた」にもかかわらず「震災前後5年間（2009－2013年）の短期的動向に着目すると、2011年に増加したように見えた県はあった

(岩手、宮城、山形、茨城、群馬、新潟)」とされ、「女性では、福島県は、1995年以降統計的有意に減少しており、他の9県も同様に統計的有意に減少していた。埼玉県と新潟県では、1995年から1997年にかけての減少が特に大きく見られた」にもかかわらず「震災前後の短期的動向は、2011年に4県(福島、宮城、茨城、群馬)で増加したように見えた」とされている。

心疾患についても、結論としては「それ以前に起きている自然増減の範囲内であると考えられた」としつつも、「男性では、福島県は、1995年から2012年にかけて統計的有意な増減は認められず横ばいで推移した・・・他の9県は、いずれも1995年以降統計的有意に減少していた・・・」にもかかわらず「震災前後5年間(2009-2013年)の短期的動向に着目すると、2011年に増加した県はあった(福島、岩手、宮城、山形、茨城、栃木、群馬、千葉)」とされ、「女性では、福島県は、1995年以降統計的有意に減少していた。同様に、他の9県も1995年以降統計的有意に減少していた」にもかかわらず、「震災前後の短期的動向は、2011年に3県(宮城、茨城、埼玉)で増加が見られた」とされている。

脳血管疾患全体でも、やはり「それ以前に起きている自然増減の範囲内であると考えられた」と結論しつつも、「男性では、福島県は1995年以降統計的有意に減少しており、他の9県も同様であった」にもかかわらず「震災前後5年間(2009-2013年)の短期的動向に着目すると、2011年に増加した県はあった(岩手、宮城、山形、茨城、群馬、新潟)」とされ、「女性では、福島県は1995年以降統計的有意に減少しており、他の9県も同様で」であったにもかかわらず「震災前後5年間(200

9-2013年)の短期的動向に着目すると、2011年に3県(岩手、福島、群馬)で増加が見られた」とされている。

(イ) がん疾患および死亡の動向

本研究では、まず【全部位】のがん疾患および死亡の動向について、結論的には「統計的に有意な増加傾向ではなかった」としつつも、「福島県は、2008-2013年で、男性では罹患率、死亡率ともほぼ横ばいの傾向を示した。女性では、死亡率は横ばいの傾向を示すが、罹患率は、2008-2011年で横ばい、2011-2013年でやや増加の傾向を示すように見える。この2011-2013年の女性における罹患率の増加傾向は、福島県だけでなく岩手県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県でも同様に見られる」とされている。

【大腸】についても、「・・・福島県の男性の罹患率の増加は2008-2011年では統計的に有意な増加傾向ではなかったが、2011-2013年においては統計的に有意に増加していた(年平均変化率:1.03)・・・福島県の女性では・・・罹患率は2008-2011年で横ばい、2011-2013年でやや増加傾向を示すように見える・・・2008-2013年の女性の罹患率の増加傾向は、福島県だけでなく岩手県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県でも同様に見られる・・・」としつつも、「2011年以降に福島県の男性の罹患率の増加が観察されたが、理由は不明である」「福島県の女性の大腸の罹患率は、震災前後の期間で、それぞれ、有意な増減は観察されていないが、2011年を境にした有意な変化が観察されている。これについても、理由は不明であるが、年平均変化率の比の大きさは1.07倍であり、意味のある変化とは考えにくい。」などとされている。

【肺】についても、「福島県の女性では・・・罹患率は、2008-2011年は横ばい、2011-2013年は少し増加傾向に見える。この2011-2013年の罹患の増加傾向は千葉県でも見られるが、福島県も千葉県も統計的に有意ではなかった」などとされている。

【前立腺】については、「福島県は、2008-2013年で、死亡率は横ばい傾向であるが、罹患率は増加傾向を示すように見える。この罹患率の増加傾向は、宮城県と埼玉県以外の他県でも同様の傾向であった」などとされている。

【甲状腺】については、「福島県は、男女とも、死亡率は2008-2013年でほぼ横ばい、罹患率は2008-2011年で横ばい傾向（女性は少し減少）、2011-2013年で増加傾向を示すように見える。この2011-2013年の罹患率の増加傾向は、男性では岩手県、女性では茨城県、栃木県、群馬県、千葉県にも見られる」などとされている。

【白血病】については、「福島県は、女性の死亡率以外において2008-2011年は横ばい傾向、2011-2013年は増加傾向を示すように見える。男性の罹患率の2011-2013年の増加傾向は、岩手県、山形県、千葉県、新潟県で、女性の罹患率の2011-2013年の増加傾向は、群馬県、千葉県でも見られる」などとされている。

(ウ) 小括

このように、本研究は、結論的にはいずれも「長期的に見るとそれ以前にも起きている自然増減の範囲内である」とか「理由は不明」「意味のある変化とは考えにくい」などとされているものの、本件事故を境に、放射性物質に汚染された地域において、そ

れまでのトレンドとは異なる循環器疾患や各種がん疾患の増加傾向が確認されていることは紛れもない事実である。

ウ 増加する死産と周産期死亡、乳児死亡（甲A477）

また、福島県以外でも、福島第一原発事故後、放射性物質によって汚染された都県における妊娠満12週以降の死産が、福島第一原発事故後に上昇していることが、ドイツと日本の研究者による共同研究により指摘されている。

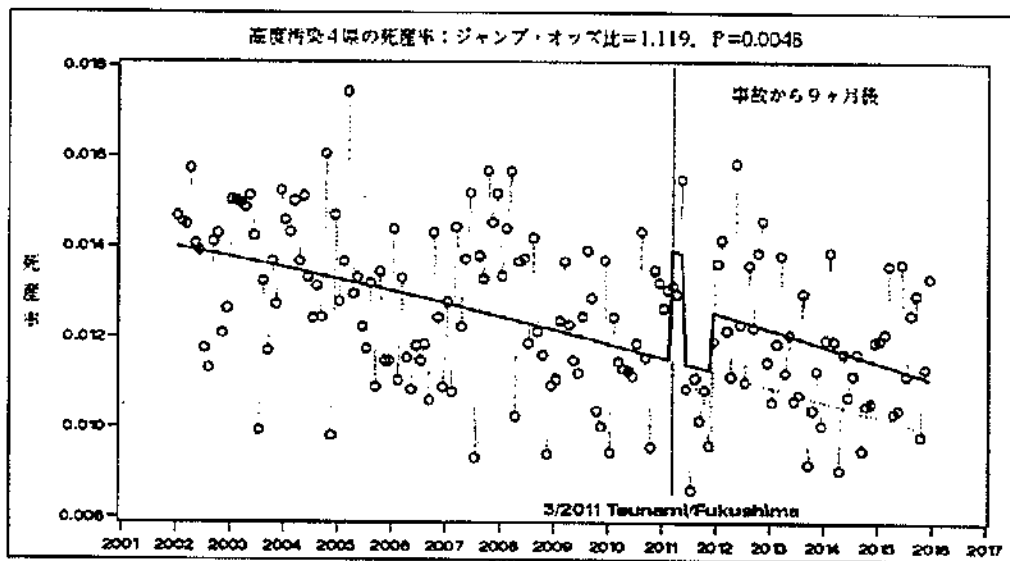


図4：高レベルに汚染された県（茨城、福島、宮城、岩手）における妊娠満12週以後の死産のトレンド

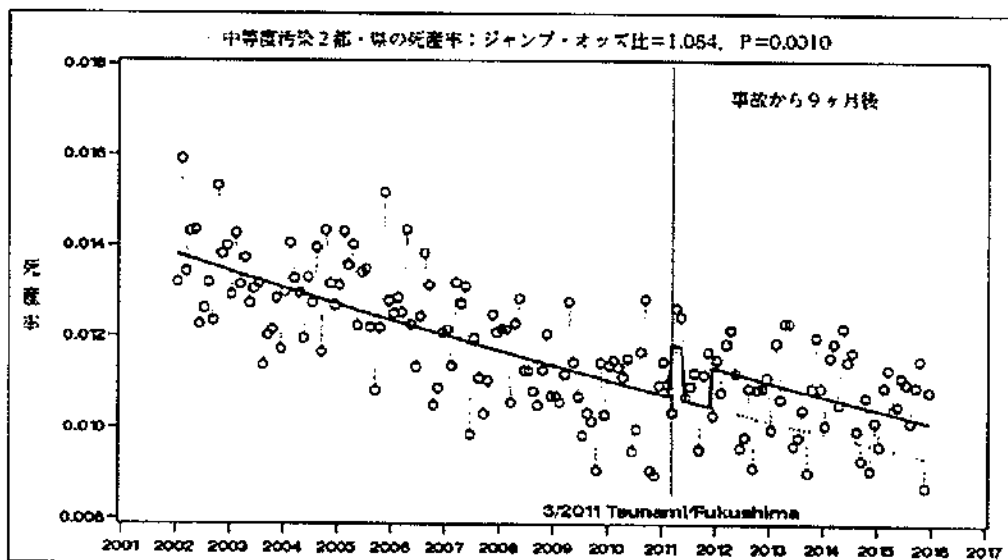


図5：中レベルに汚染された都県（埼玉、東京）における妊娠満12週以後の死産のトレンド

エ 高脂血症、糖尿病等の増加⁶⁹

また、「事故前3年間の平均値に対し、区域内の住民は糖尿病が1・21～1・60倍、高脂血症は1・16～1・30倍に増加。区域外の住民は糖尿病が1・11～1・33倍、高脂血症が1・03～1・14倍に増えていた。増加率は避難区域内の方が区域外より高い傾向にある。」などとも報じられている。

他にも例えば2012年度の福島県の3歳児の平均虫歯本数が47都道府県で最も多かったなどとも報じられており、本件事故との関連性が疑われている。

オ 小括

以上に指摘した各種疾病の増加傾向と本件事故による放射能汚染との因果関係が科学的に解明されるまでにはまだ何十年もの歳月を要するものと思われるが、そのような因果関係が解明されるまでの間、おびただしい市民を放射性物質に汚染された地域に押しとどめ、日々放射線に被ばくさせることは人体実験にも等しく、その非人道性は敢えて指摘するまでもないことである。

(4) 顕在化した健康被害

本件事故による健康被害は、これまでに指摘してきたような一般公衆に対する放射線被ばくとの関連性が疑われるものだけではない。

ア 震災関連死

(ア) 被告国の統計によれば、福島県内の東日本大震災における災害関連死の死者数は、2250人(2018年9月30日現在)と

⁶⁹ 「事故前3年間の平均値に対し、区域内の住民は糖尿病が1・21～1・60倍、高脂血症は1・16～1・30倍に増加。区域外の住民は糖尿病が1・11～1・33倍、高脂血症が1・03～1・14倍に増えていた。増加率は避難区域内の方が区域外より高い傾向にある。」

全体の60%を占めており、突出して福島県内における災害関連死者数は多い⁷⁰。

また、福島県内の東日本大震災関連の自殺者は2018年に100名を超えて101人となり、福島県だけで全国の計214人の半数近くを占め、岩手県、宮城県を含む被災3県では計204人に上っている⁷¹。

東日本大震災における震災関連死の死者数(都道府県・年齢別)
(平成30年9月30日現在)

都道府県	合計	年齢別			前回との差
		20歳以下	21～65歳	66歳以上	
岩手県	467	1	63	403	1
宮城県	928	2	118	808	1
山形県	2	0	1	1	0
福島県	2250	2	223	2025	23
茨城県	42	2	6	34	0
埼玉県	1	0	1	0	0
千葉県	4	0	1	3	0
東京都	1	1	0	0	0
神奈川県	3	0	1	2	0
長野県	3	0	0	3	0
合計	3701	8	414	3279	25

*前回調査は平成30年3月31日付

(イ) このような自殺者の数からも容易に推測されるが、避難指示が出された地区では、福島第一原発事故後、精神の不調に苦しんでいる住民が多数存在する。

福島県は、福島第一原発事故後、放射線への不安、避難生活、財産の喪失及び恐怖体験などにより、精神的苦痛や心的外傷(トラウマ)を負った県民の心の健康度や生活習慣を把握し、適切なケアを提供することを目的として「こころの健康度・生活習慣に

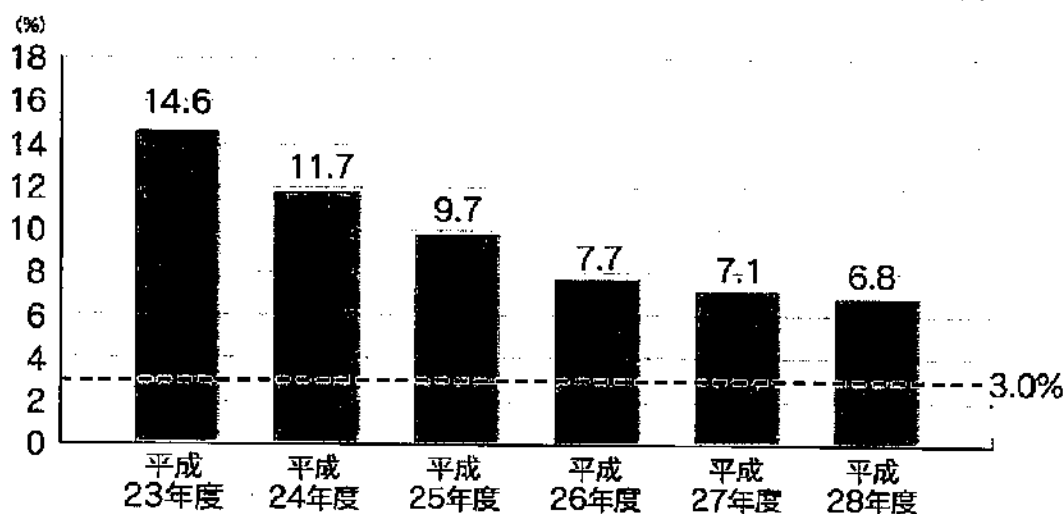
⁷⁰ 復興庁 HP http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-6/20181228_kanrenshi.pdf

⁷¹ https://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201806/20180606_63019.html

関する調査」を、避難区域等の住民⁷²を対象に、アンケート調査方式で平成23年度から実施している。

この調査において、気分の落ち込みや不安など、全般的な精神健康状態に関する尺度「K6」が13点以上（重篤な心理的苦痛がある状態）を示した避難指示区域住民（16歳以上）の割合は、2011年に14.6%、2015年に7.1%、2017年でも6.8%と、平常時の日本人の平均値の3%⁷³と比較して、約2倍の割合を示し、かつ、その割合に改善が見られずに高止まりする傾向が生じ始めている（甲A478）。

気分の落ち込みや不安に関して支援が必要と考えられる方の割合



※日本の一般人口における13点以上の割合は3.0%(川上,2007)

【出典】福島県「県民健康調査」報告（平成30年12月5日改訂版）

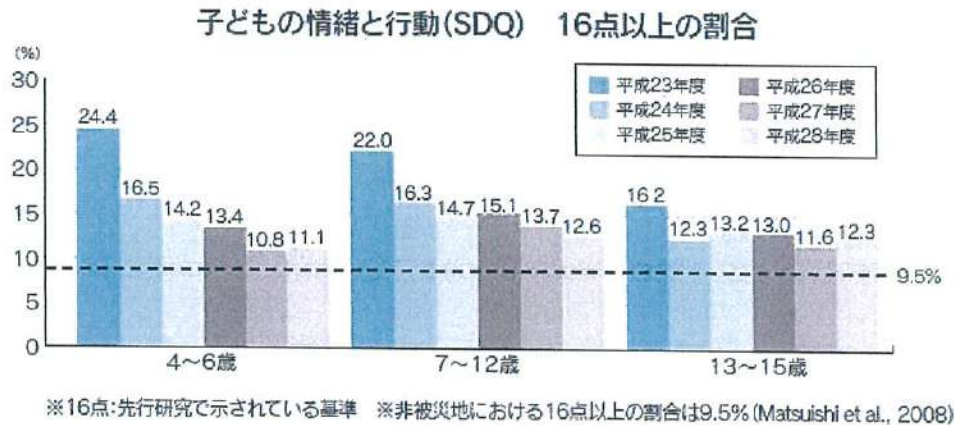
また、15歳以下の子供に関しても、その健康度を評価する指標として用いられる尺度「SDQ⁷⁴」が16点以上を示した子供の割

⁷² 避難区域等：平成23年度に指定された市町村で、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、伊達市の一部（特定避難勧奨地点関係地区）

⁷³ 福島県立大学 HP 平成24年度『こころの健康度・生活習慣に関する調査』結果概要より <http://fukushima-mimamori.jp/mental-survey/result/index2.html>

⁷⁴ 子供の強さと困難さアンケート（Strengths and Difficulties Questionnaire）

合は、事故直後の2011年が最も高くなり、2012年には下がったが、その後は全国平均の9.5%と比較して、2016年に至ってもやや高い数値を示しており、高止まりの傾向にある⁷⁵。



【出典】福島県「県民健康調査」報告（平成30年12月5日改訂版）

イ 被ばく労働者への健康影響

（ア）廃炉作業従事者

上述した収束・廃炉作業には当然のことながら人手が必要であるが、作業現場は、事故直後はもちろんのこと、事故から8年経過した現在でも、驚くほど高い放射線量のエリアが存在する状況で、収束・廃炉作業従事者は、過酷な被ばく労働を余儀なくされている。

例えば、3号機の建屋付近では、放射性物質を含む砂埃が舞い上がらないように鉄板を敷き詰め、2018年（平成30年）5月からは、マスクなどの軽装備で近寄れるようになったが、3時間もいれば、一般人の年間被ばく限度に達するほどの線量がある⁷⁶。

2018年（平成30年）3月までに、福島第一原発の収束・

⁷⁵ 福島県「県民健康調査」報告 平成30年12月5日改訂版

⁷⁶ 西日本新聞2019年3月5日付朝刊記事「福島第1原発ルポ」

廃炉作業に約6万5000人の労働者が従事し、うち4名の労働者に対し、被ばくによる労災が認定されている⁷⁷。

この4人の労働者は、疾病を発症したのは、収束・廃炉作業による放射線被ばくが原因であると労災が認められたにもかかわらず、いずれも法定被ばく限度を超えない範囲で働いており、法令違反や安全管理上の瑕疵はなかったとされている。

そして、労働者の疾病が業務上によるとして労災認定した厚生労働省は、そのプレス発表で、「労災認定されたことをもって、科学的に被ばくと健康影響の因果関係が証明されたものではない。」と強調し、実態の解明や労働者の権利保護に消極的である。また、東電に至っては、「コメントする立場にない。」と述べて、責任逃れに終始し、労働環境の改善に消極的である。

ここに、被ばく労働の矛盾と本質が現れている。結局のところ、収束・廃炉作業においても、労働者の被ばく労働による犠牲が不可欠であるが、それにもかかわらず、労働者に対する権利保護はほとんど図られていない。このように、原発労働者が理不尽に使い捨てされる基本的構図は、福島第一原発事故前と後とで、何ら変わっていないのである。

(イ) 除染作業従事者

福島第一原発事故から生じた放射性物質は、原発施設外に大量に放出されており、その処理作業に従事する労働者は、原発施設外で被ばく労働を余儀なくされている。

例えば、2014年（平成26年）2月から約3か月間、福島県浪江町内を東西に流れる請戸川の河川敷で除染作業に従事した者によれば、請戸川の上流地域は浪江町のなかでの線量が高く、

⁷⁷ 被ばく労働を考えるネットワーク「原発被ばく労災」（三一書房）

毎時20マイクロシーベルトを超える場所も珍しくなかったとのことである。

このように、除染作業においても、被ばくによる身体生命への危険が大きいのであるが、除染作業従事者といっても、国直轄の除染作業従事者から自治体、民間の除染作業従事者までおり、作業場所も広範囲なので、原発労働の場合に比べ、被ばく線量の管理がより杜撰であった。

そのため、原発労働により線量の許容限度を超えて、原発内で労働できなくなった者が、次の働き先として除染作業に従事し、さらに被ばくするということもあった。

また、除染は、大手ゼネコンが元請けとなり、多数の業者が下請けに入っており、いわゆる多重下請け構造になっている点では、原発労働と異ならず、理不尽な給与の天引きやピンハネがなされているのも同様である。

さらに、放射性物質の処理作業といっても、福島第一原発一帯での除染だけでなく、がれきの広域処理により日本全国で被ばく労働者が生み出されている。そして、これらの被ばく労働者も、原発内で働く原発労働者の被害と同様に、法律上一般公衆よりも高線量での被ばくが許容されている。

そして、前述のとおり、除染自体の効果は、疑問視されており、いまなお高濃度の放射性物質を放出する福島第一原発一帯の住民は、1度除染した後もなお継続的に除染し続けなければならない、終わりの見えない除染作業に従事せざるを得ない。しかも、これらの労働には、日本人のみならず外国人も多数従事している。

このように、除染は、効果も乏しく、壮大な無駄使いであるのみならず、除染作業従事者に無駄な被ばく労働を強いて、ことさ

ら身体生命の危険を増加させているのである。

4 東京オリンピック・パラリンピックに向けられる世界の目

(1) 福島第一原発の過酷事故直後から、核物質の拡散は世界に広がりうるため、世界から福島の核物質拡散状況は注目されてきた。

2011年3月24日、英国の権威ある科学誌「ニュー・サイエンティスト」電子版がオーストリア中央気象局(ZAMG)の解析から放射性放出物質とともに放射能雲により北米大陸まで拡散していることについて、「フクシマの放射性降下物 チェルノブイリのレベルに近づく (Fukushima radioactive fallout nears Chernobyl level)」と記事を掲載し、破局的事態を確証した。

同様に、フランス放射線原子力安全研究所(IRSN)でも拡散状況結果を解析し、さらには今後の拡散状況の予測をノルウェー、英国、ドイツ、台湾等でも公開されていた。

さらには、大量の放射能汚染水を海洋に放出しており、海洋への放射能汚染の拡散問題も生じ、フランスのトゥールーズ大学と国立科学研究センターの合同研究チーム(シロッコ)が開発したコンピューター解析システム「シンフォニー2010」による海流汚染を視覚化し発信している。

一方、日本では、文部科学省所管の原子力安全技術センターの放射能拡散コンピューター解析モデル「SPEEDI (緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)」で、「三月十一日に緊急処理を文部科学省から指示を受け、毎正時(一時間毎に)及び特別条件での拡散予測図を文部科学省等に報告」していたにもかかわらず、3月15日読売新聞は「SPEEDIシステムが予測不能」と誤認記

事を掲載した（同センターHP⁷⁸）。これは、読売新聞記者が発信元に確認もせずには断定する根拠がなく、被告国が情報隠蔽を図ろうとしたものと思われる。また、原発事故直後の放射性物質の拡散状況は被災者の多くが炊き出しや給水のために屋外に並ぶなどしていたのであり、被ばくを避けるために必須の情報であるにもかかわらず、公開されなかった。

また、気象庁も同年3月11日以来、放射能天気予報を国際原子力機関（IAEA）には報告しておきながら、国民へ公開したのは英語表記で多くの国民が理解できない形で、しかも事故から3週間以上経過した4月5日からであった。

このように、世界の研究機関は、福島原発の放射能汚染を過酷事故直後から視覚化し全世界へ発信しているにもかかわらず、日本の公開はそもそも立ち遅れており、公表されても分かりにくく、多くの被災地の市民の被害の拡大につながった。

(2) その後も、福島第一原発の過酷事故による被害について世界は注目し続けているなか、2020年には福島第一原発からほど近い東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることとなった。

このオリンピック・パラリンピック招致において、福島第一原発過酷事故による核物質拡散の懸念について、安倍首相自ら、2013年9月7日、オリンピック招請演説の冒頭で、福島第一原発過酷事故について触れざるを得なかった。

「Some may have concerns about Fukushima. Let me assure you, the situation is under control. It has never done and will never do any damage to Tokyo.（日本語訳「フクシマについて、お案じの向きには、私から保証をいたします。状況は、統御されて

⁷⁸ <https://www.nustec.or.jp/news/pdf/kiji.pdf>

います。東京には、いかなる悪影響にしる、これまで及ぼしたことはなく、今後とも、及ぼすことはありません。」⁷⁹⁾

しかし、これまで原告らが準備書面で主張してきた通り、福島第一原発事故による被害は制御不能 (out of control) であることは、世界では常識となっており、日本政府が現実を隠蔽しようとしていることは明らかである。

(3) 世界から向けられる批判の目

ア 被ばく調査要請

オーストラリア出身の医師で反核運動指導者のヘレン・コルデイコット氏は、2014年1月23日、IOCトーマス・バッハ会長へ東京がオリンピック・パラリンピック開催地として適当か被ばく程度を調査するよう書簡を送った。

その書簡には、「私の懸念事項」等として、

「1. 東京都の一部地域は福島第一原発事故による放射能汚染を受けています。アパート、建物の屋根に生えている苔、通りの土壌から無作為に集めたサンプルを検査したところ、高濃度の放射能が検出されています。調査結果参照のご要望があれば応じます。

2. 従って選手たちは、アルファ線、ベータ線やガンマ線といった放射能を出す放射性ちりを吸い込んで体に取り込んでしまう恐れがあります。汚染された道路上や土中からのガンマ線による (エックス線撮影のような) 外部被曝についても同様に考えられます。

79

https://japan.kantei.go.jp/96_abe/statement/201309/07ioc_presentation_e.html

日本語訳

https://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2013/0907ioc_presentation.html

3. 東京の市場に並ぶ食品の多くは放射能に汚染されています。
政府による奨励策で福島県産の食材が売られているためです。
(食品中の放射性物質を味やにおいで感知することは不可能
な上、全品検査も実際的ではありません。)
4. 日本の東方沖で獲られた魚の多くは放射能に汚染され、中にはかなり深刻な度合いのものもあります。この問題は現在も
続いており、ほぼ三年間毎日、損壊した原子炉からは300～
400トンの汚染水が太平洋へと流れ込んでいます。
5. 汚染された食物や飲料を選手たちが摂取した場合、何年か後
に癌や白血病を発症する可能性があります。こうした疾患の
潜伏期間は、個々の放射性核種や罹患臓器によって異なりま
すが、五年から八十年です。
6. 日本政府は放射性廃棄物を焼却し、一部の焼却灰を東京湾に
廃棄しています。そこはオリンピック選手たちが競技する会
場です。
7. もう一つ大きな心配の種は、これから2020年までの間に、
福島第一原発から更に放射能汚染物質が放出される可能性で
す。原発3号機と4号機は地震とその後の爆発で激しく損傷。
今後マグニチュード7以上の地震に襲われたら倒壊する危険
性は増します。その場合、チェルノブイリの10倍もしくはそ
れ以上の放射性セシウムが空中に放出される可能性があります。
東京は既存の汚染問題に追い打ちをかけられ、選手たちは
大きな危険にさらされます。
8. 福島第一原発には、1000基を超える鋼製タンクが急き
よ設置され、数100万ガロンの高濃度放射能汚染水を貯蔵
し、更に1日400トンの汚染水が汲み上げられています。

未熟な作業員が設置したタンクがある上に、組み立てには、腐食したボルト、ゴム製シーリング材、プラスチックパイプ、粘着テープが使用されています。次に大きな地震が起きたら、多くのタンクは破裂し、大量の高濃度汚染水が東京からわずかに北の太平洋に流れ込むこととなります。

以上の理由から、私は会長から I O C に対し、生物医学の専門家による独立調査団の編成を促すよう強く要請いたします。即ち原子力産業及び原子力規制・監督機関と金銭やその他の利害関係にないメンバーによって放射能の影響を受けた全地域を調査し、健康被害の広がりや程度を明らかにするのです。そしてこれが日本が意欲を燃やす 2020 年の東京オリンピック計画の本格化で手遅れとなる前に行われることです。加えて、福島第一原発の原子炉と建屋の予断を許さない現状、地下水問題、汚染水で満杯の膨大な数のタンクについて、調査団が理解し、報告することが必要不可欠です。」

と記載されていた⁸⁰。

イ また、2014年3月20日、福島原発事故の健康被害を現地調査し国連人権理事会で日本政府に勧告した国連特別報告者アナンド・グローバー氏が勧告を無視する日本政府に対し、「Why don't we have a urine analysis, why don't we have a blood analysis? (日本語訳 なぜ尿検査をしないのか？なぜ血液検査をしないのか?)」と発言したことをブルームバーグ通信全世界へ報じられた⁸¹が、これに答える十分な回答はなされていない。

ウ ニューヨークタイムズ社説からの批判

⁸⁰ <http://akiomatsumura.com/2014/03/>

⁸¹ <http://www.businessweek.com/news/2014-03-20/un-investigator-calls-for-more-testing-of-fukushima-health-impact>

そして、国際世論に大きな影響力を持つニューヨークタイム紙でも、2014年3月21日付けで「Fukushima's shameful cleanup (フクシマの恥ずべき収拾作業)」との社説を掲載し、「particularly since so little is understood about how to deal with the melted-down reactors, or how long it will take to end the radiation threat. It is long past time that the government take direct control of the disaster site. (日本語訳 とりわけメルトダウンした原子炉をいかに処理するかや、放射線による被ばくの脅威をどのくらいの期間で収束できるかについて、ほとんど何も分からないのだから、いまのやり方をこれ以上続けることはできない。日本政府が核惨事の現場を直接、コントロールしないまま長い時間が過ぎ去ってしまった。)」と、肝心のコントロールの責任を日本政府として引き受けていないと厳しく批判した。

エ 日本、東京等の土壌汚染調査

アメリカの原発問題専門家であるアーニー・ガンダーセン氏は、来日して土壌サンプルとして、人々が日頃吸引しているほこりやちりと同じであると考えられる道路脇の土壌の他、車のフィルター、掃除機、風呂場の換気扇など人々の生活空間から採取したダストを78個採取・調査し、2012年3月25日付けビデオニュースで「Tokyo soil samples would be considered nuclear wastes in the US. (日本語訳 東京の土壌サンプルは米国では放射性廃棄物とみなされるだろう。)」と報告した。

事故から5年後の2016年にも来日して土壌サンプル102個を採取・調査した結果を、同年7月ウースター工科大学のマルコ・カルトフェン博士と連名でアメリカの科学雑誌「Science of The Total Environment」に科学論文を発表、その数値を公開した。

日本のビジネス雑誌にもこの論文は取り上げられ、カルトフェン氏によれば、「アメリカのサンプルの中には日本由来の放射性セシウムが含まれているものもあったのですが、チェルノブイリを除けば、世界の多くの地域での放射性セシウムの数値は30 bq/kg以下と推測され」、日本で採取した合計180のサンプルの放射性セシウムの中央値は約3200 bq/kg、平均値は約26000 bq/kgであり、世界の多くの地域の100倍以上の数値」であった。ガンダーセン氏によれば、「原発事故から5年を経て、我々は、汚染状況が改善されていることを願っていました。しかしながら調査結果をみるかぎり、依然として高放射性粒子が多数存在し、2011年と2016年とでは汚染状況があまり変わっていないことがわかりました」。(現代ビジネス/2017年9月14日/飯塚真紀子在米ジャーナリスト/「米・科学論文が示唆する「原発事故後の再汚染」の懸念」<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/52815>)と報じている。

(4) まとめ

放射線汚染の程度からすれば、東京オリンピック・パラリンピックは、チェルノブイリ近郊でオリンピック・パラリンピック開催と変わらないともいえる。当然ながら、東京オリンピック・パラリンピック開催には世界から厳しい目が向けられているにもかかわらず、これらに答える検査や調査は公表されないまま日本政府は復興の象徴と位置づけており、嘲笑の的になっている。

第3 総括～復興政策の問題点 人間なき「福島復興・再生」

福島第一原発事故は、避難指示が出された地元12市町村の住民を中心に、甚大な影響を与えた。なお、上記では、避難指示が出された1

2市町村における復興政策の問題点を検討したが、実際には、避難指示を待つことなく自主避難という形で避難した人々が現在も数多く存在する。

ここで人々が避難をしなければならなかった原因を再確認すると、原発事故が発生して大量の放射性物質が、すでに飛散し、あるいは飛散する可能性があつて、健康に悪影響を与えるというものであった。

避難指示が解除された現時点でも、依然として、廃炉作業は今後30～40年程度の期間を要し、その過程で自然災害などによる放射線の大量放出のリスクは払しょくされていない。実際に、2013年8月には、廃炉作業中に大量の放射性物質が放出するという事故が発生しており、廃炉作業中の事故リスクが現実化した。

にもかかわらず、廃炉作業中の地元自治体や周辺住民への緊急時通報体制を十分に整備しないまま、帰還が推し進められている。廃炉作業によって放射性物質の再放出のリスクがある中で、地域住民は再び危険と隣り合わせの生活を送らなければならない。

このように避難指示発令の原因となった事象は、十分に解消されていないにもかかわらず、被告国は住民帰還を中心とした復興政策を推し進めている。

そして、その復興政策の内容は、避難者に寄り添う内容とはなっていない。

例えば、居住空間における放射線量の問題については、中途半端な除染を進めた結果、避難指示が解除された地域でのみ空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下とするダブルスタンダードを採用している。こうしたダブルスタンダードの採用は、避難者が帰還を検討する際に混乱と分断を招く原因となっている。放射線量への感受性の違いや帰還に対する思い入れの濃淡などから、高齢世代は帰

還を望む一方で、若い世代は帰還を諦めるといった世代間の分断を呼び起こしている。当然、ある一つの家族内で帰還に向けた家族内部での対立・分断を呼び起こし、家族のつながりが引き裂かれている。

また、被告国の復興政策は、避難者・帰還者の意向を反映したものではなく、国家政策的な復興を重視したものとなっている。

例えば、住まいとなる災害公営住宅は、手狭で使い勝手が悪いことなどから単身者あるいは夫婦世帯が多く、福島第一原発事故前の三世代家族はバラバラに分断された状況での生活を余儀なくされている。

教育、医療、介護、買い物と行った日常生活の利便性と直結するインフラも、人口が回復しないことから存立が危ぶまれる危険水域でかろうじて維持されている状態で、帰還者は不便な生活を強いられ、避難者が帰還をしない原因ともなっている。

生業に関しても、自然を相手にする農林水産業はもとより、地元の中小企業の復興も人口が回復しないので、停滞を余儀なくされている。

このような停滞状況を打開するため、被告国は、復興政策の目玉として福島イノベーションコースト構想を立ち上げ、避難指示解除地域に新しい産業を誘致し、新しい住民の誘致を始めている。そこでは、福島第一原発事故の前に居住していた家族全員の帰還、生きがいとしていた生業の回復や、地域社会の回復といった「事故前の日常生活を取り戻したい」という避難者の切実な願いの実現を断念し、地域の住民を入れ替えてでも国家政策上の復興を成し遂げるという被告国の強い意向を感じざるを得ない。

このように、被告国の復興政策に賛同しないものは最終的に切り捨て、復興政策への賛同者を新たに募って新しい住民を加えてでも地域の復興を果たすという現在の復興政策が真の復興政策だといえないことは明らかである。

住民意向調査において「帰還をしない理由」のなかに「生活基盤ができていない」という理由があった。

避難生活が8年にもわたることは、例えば、子どもを持つ世帯にとっては、福島第一原発事故当時に、小学1年生だった子どもが中学2年生にまで成長していることを意味する。この場合、子どもが避難先の中学に就学していた場合、避難指示が解除されたとしても、帰還して転校を選択するかどうかは判断が分かれるところである。避難した親の世代はもちろん、とりわけ子どもたちは、避難先で多感な小中学校時代を過ごしており、新たな人間関係を構築している。彼ら子どもたちにとり、いくら祖父母や親の世代が「故郷が大事だから帰還する」と説明しても、彼ら子どもたちにはあえて帰還をするメリットは薄いのである。

このように、ひとたび原発事故が発生すると、単に除染により放射線量が下がったからと言ってすぐさま帰還できるわけではない。福島第一原発事故の場合、8年にもわたる避難生活を通じて避難者は、それぞれ8年間分の人生を過ごしている。

原発事故が起きて、避難先から故郷に帰還するという選択は、それぞれの避難生活に終止符を打ち、新たな人生を切り開いていくという「人生の岐路」に、再び立たされる言うことを意味するのである。

原発事故が起きると、周辺住民は、着の身着のままである日突然避難を強制され、その後の年単位にわたる避難生活余儀なくされ、そして故郷への帰還を選択すべきか否かと、不十分な復興政策の中で生活の質を落としながら何度も何度も人生の岐路に立たされ、人生を翻弄されてしまう。もう、当てにできない復興政策に見切りをつけ、転々とする生活に終止符を打つという決断を選択した人々こそが『生活基盤ができていない』ので帰還しない」という回答者なのであり、これ

こそが、原発被害の特質なのである。

また、今もなお存在する放射能汚染に目を瞑り、東京オリンピック・パラリンピックを「復興五輪」などと位置づけ、原発被害の全てを風評被害として一掃しようとしている国の復興政策、帰還政策、そして福島への被害に対する社会的忘却が進むなかで、被害者は被害を訴えることにより自らが加害者となることを恐れ、自らの被害も、放射線被ばくに対する恐れや不安すらも訴えることができなくなっている。

崩壊した地域社会の中で、第1章で述べたような被害の過小評価と、これと表裏をなす加害責任のあいまい化が加速度的に進められている。

しかし、その水面下では、被災者支援や賠償の線引きや打ち切りによって汚染地域での生活を余儀なくされた数多の市民や、「復興」の旗印のもとその危険も知らされずに被ばく労働に従事する労働者たちの健康は確実に蝕まれている。

被害は確実に進行し、拡大している。

福島第一原発事故から8年、これまで我が国が経験してきた公害の歴史が、今まさに、私たちの目の前で繰り返されている。

以上